

滝沢市高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画

第8期 令和3年度から令和5年度



令和3年3月
岩手県 滝沢市

《 目 次 》

第1章	計画の基本的な考え方	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	1
第3節	計画策定に向けた組織及び体制	2
第4節	計画の期間	3
第5節	他計画との関係	4
第6節	日常生活圏域について	4
第7節	地域包括支援センター担当圏域と担当圏域ごとの状況	5
第2章	高齢者を取り巻く状況	6
第1節	人口の状況	6
第2節	人口の推移	8
第3節	自然動態の推移	10
第4節	社会動態の推移	11
第5節	高齢者世帯の状況	12
第3章	介護保険サービスの現状	13
第1節	介護保険サービスの現状	13
1	要介護認定者数の推移	13
2	要介護認定者の自立度等の状況	14
3	介護度別サービスの利用状況	18
4	第7期のサービス利用状況	20
第2節	地域支援事業の状況	26
第4章	計画の基本理念	28
第1節	第7期計画の評価・課題	28
第2節	第8期計画の理念	30
第3節	第8期計画の推進・評価方法	30
第5章	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて	32
第1節	第8期計画の施策の展開	32
第2節	施策ごとの評価及び今後の方向性	33
1	地域包括ケアシステムを支える体制の強化	34
2	高齢者の尊厳保持及び権利擁護の推進	36

3	認知症地域支援の充実	38
4	在宅生活を支える医療と介護の連携	42
5	高齢者の住まいと環境整備	44
6	生活支援の充実	46
7	介護予防の推進と生きがいづくり	48
第6章	介護保険サービス量等の見込み	52
第1節	被保険者数の推計	52
第2節	要介護認定者数の推計	53
第3節	介護保険サービス利用量の推計	54
1	介護サービス	54
2	地域支援事業	56
第7章	介護保険給付等の見込み	59
第1節	介護保険給付費の見込み	59
第2節	第1号被保険者の保険料	60
1	保険料算定の基本的な考え方	60
2	介護保険事業の費用負担割合	60
3	第1号被保険者の保険料算定	60
4	保険料段階設定	62
5	第1号保険者の保険料	63
第3節	適正な介護サービスの確保のための取り組み	64
1	介護給付適正化	64
2	人材の確保と業務の効率化	65
資料編		66

第 1 章 計画の基本的な考え方

第 1 節 計画策定の趣旨

「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」は、高齢者に関する保健福祉事業や平成 12 年度から始まった介護保険制度の総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標を定めるものです。

第 8 期計画においては、いわゆる団塊の世代全てが 75 歳以上になる令和 7 年(2025 年)、さらにいわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上になる令和 22 年(2040 年)を見据え、中長期的な視野に立ち、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりの推進に向け取り組みを進めます。

この計画は、滝沢市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに介護保険事業の円滑な実施を図り、更には医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進を目指した地域包括ケア計画の性質も併せ持ちながら、令和 3 年度からの 3 年間の施策展開の考え方や方策、施策の目標及び介護サービス量の見込み等を定めるものです。

第 2 節 計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく市町村老人福祉計画と、介護保険法第 117 条の規定に基づく市町村介護保険事業計画を、老人福祉法第 20 条の 8 第 7 項及び介護保険法第 117 条第 6 項に基づき、一体のものとして策定しました。

第3節 計画策定に向けた組織及び体制

滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画並びに地域包括ケアシステムにかかる市の取り組みについて、計画的に推進できるよう策定を進めました。

1 計画のプロセス

I ニーズ調査

↓ 『介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（※1）』や『在宅介護実態調査（※2）』の集計結果などをもとに住民ニーズを把握。

II 指標の収集

↓ それぞれの指標について、統計資料・アンケート調査・事業実績・既存資料等により情報を収集。

III 現状評価・課題分析

↓ 得られた指標を基に現状を評価し、課題を分析。
【いきいきライフを語る会・高齢者保健福祉協議会】

IV 計画内容の体系化

↓ 国の指針を基に、必要な内容を体系化。

V 推進内容の決定・目標の設定

市の取り組みについて、年度ごとに推進目標を設定。

※1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

主に生活機能の面から地域で生活する高齢者の生活状況や介護予防の状況を把握するために実施しました。

<実施期間> 令和2年6月～7月

<対象者> 要介護認定を受けていない65歳以上の方、要支援認定を受けている方

<回答者> 715人（回答率71.5%）

※2 在宅介護実態調査

高齢者の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスのあり方を検討するために実施しました。

<実施期間> 令和2年6月～7月

<対象者> 在宅で生活をしている要介護・要支援認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた方

<回答者> 590人（回答率59.0%）

2 計画策定組織等

(1) 滝沢市高齢者保健福祉協議会

市の高齢者の保健福祉に関する重要事項を調査審議いただく市長の附属機関であり、市民3人、介護保険サービス提供事業者3人、学識経験者5人、関係福祉団体の代表者3人の計14人を委員に委嘱しています。

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗管理並びに評価、策定等に関して審議いただいています。

(2) 滝沢市いきいきライフを語る会

滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定にあたり、広く意見を求めるための組織であり、介護経験者、ボランティア等として高齢者保健福祉活動に携わった経験のある方、高齢者保健福祉関係団体から推薦があった方の計11人を委員に委嘱しています。

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進・策定等に関して、率直な意見を聴取し、計画策定のプロセスにも参画いただいています。

(3) 庁内体制

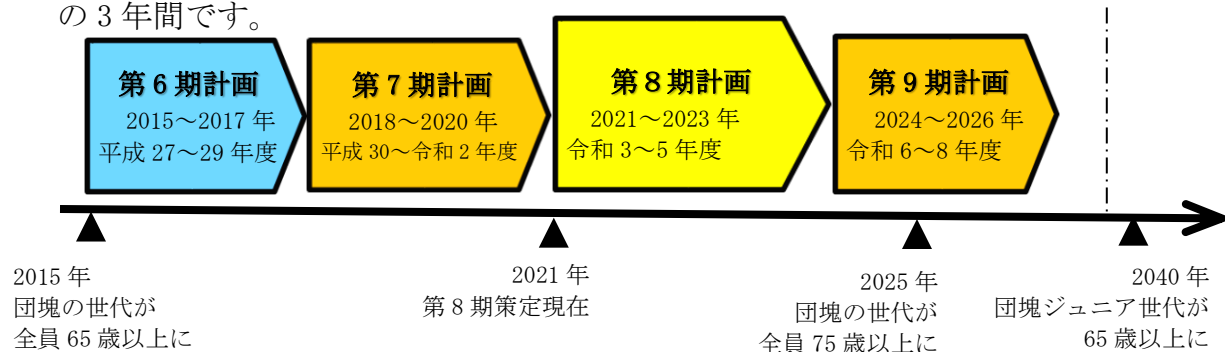
庁内に設置されている高齢者保健福祉部会において高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画への意見を求め、計画策定の検討を進めました。

(4) 地域懇談会

計画の見直しにあたり、市内3か所で地域懇談会を行い、制度の説明の他、前回計画の実績評価及び今回計画の策定内容について説明し、意見・要望等を伺い、計画へ反映させています。

第4節 計画の期間

第8期計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間です。



第5節 他計画との関係

「滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」は、滝沢市総合計画や保健福祉関連の各個別計画や県保健医療計画等と整合性を図り、連携しながら高齢者保健福祉施策を総合的、効果的、効率的に展開していきます。

第6節 日常生活圏域について

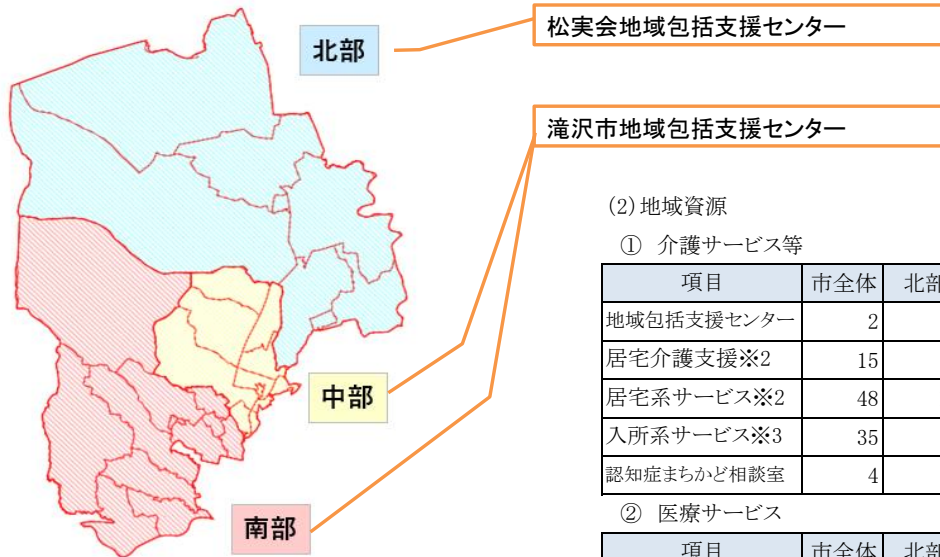
市町村介護保険事業計画において、当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域を定め、その圏域ごとに基盤整備をしていくことが必要とされています。

当市においては、第7期計画と同様に市全体を1つの圏域として設定しますが、今後の人口や世帯、高齢者数の状況やサービス提供事業者の動向を把握しながら、日常生活圏域の設定について検討していきます。

第7節 地域包括支援センター担当圏域と圏域ごとの状況

地域包括支援センターの設置に係る具体的な担当圏域の設定に当たっては、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域との整合性に配慮し、最も効果的・効率的に業務が行えるよう、市町村の判断により担当圏域を設定するものとされています。

センターの担当圏域は、人口規模及び滝沢市総合計画の地域別計画における計画地域を考慮し、単位自治会を基本として以下の通り設定しました。圏域ごとの状況は以下の表に示すとおりです。なお、将来的には、高齢者人口の増加等必要に応じ、センターの担当圏域の見直しを行います。



(1) 基本情報

項目	市全体	北部	中部	南部
自治会		巢子 南巢子 長根 川前 いずみ巢子 南一本木 北一本木 柳沢	室小路 元村南 国分 元村中央 牧野林中央 南牧野林 法誓寺 元村東 元村西 元村北 あすみ野	小岩井 大釜上 大釜南 篠木 大沢 鶴飼南 上鶴飼 鶴飼中央 上の山 滝沢PT 鶴飼温泉 滝沢NT 姥屋敷
面積(km ²)※1	182.46	93.92	22.89	65.45
人口(人)	55,325	18,094	20,227	17,004
人口密度(人/km ²)	303.21	192.65	883.66	259.80
高齢者人口(人)	13,818	4,576	4,221	5,021
高齢化率	25.00%	25.30%	20.90%	29.53%
独居高齢者(人)	2,887	966	872	1,049
認定率 (第1号被保険者のみ)	15.08%	15.49%	14.24%	15.42%

(2) 地域資源

① 介護サービス等

項目	市全体	北部	中部	南部
地域包括支援センター	2	1	中部と南部で 1	
居宅介護支援※2	15	3	4	8
居宅系サービス※2	48	13	13	22
入所系サービス※3	35	9	11	15
認知症まちかど相談室	4	2	1	1

② 医療サービス

項目	市全体	北部	中部	南部
病院・診療所	19	6	8	5
歯科医院	18	5	6	7
薬局	18	5	8	5

③ 地域の活動

項目	市全体	北部	中部	南部
集会施設 (体育施設含む)※4	67	30	13	24
老人 クラブ※5	数	7	7	8
	会員	864	233	239
いきいきサロン	31	9	12	10
いきいき百歳体操実施団体	7	0	1	6
認知症カフェ	2	2	0	0

④ 地域の人材

項目	市全体	北部	中部	南部
民生委員	89	34	31	24
保健推進員	84	27	29	28
キャラバン・メイト	47	6	13	28

※1 令和元年10月1日現在

※2 令和2年6月1日現在

※3 令和2年2月1日現在

※4 令和2年6月10日現在

※5 令和2年4月1日現在

特に記載のないものはR2.3月末時点の数

第2章 高齢者を取り巻く状況

第1節 人口の状況

平成12年から令和2年までの滝沢市の人口は緩やかに増加していますが、65歳以上の老年人口に大きな伸びがみられ、年齢構成比をみると、0～39歳までの若年層の割合が減少し、65歳以上の高齢者の割合が2倍以上増加しています。

滝沢市の人口と年齢構成の変化（5歳階級別） （単位：人）

平成12年					令和2年				
	男	女	男女計	構成比		男	女	男女計	構成比
0～4歳	1,387	1,306	2,693	5.2%	0～4歳	1,175	1,122	2,297	4.1%
5～9歳	1,462	1,487	2,949	5.7%	5～9歳	1,256	1,272	2,528	4.5%
10～14歳	1,610	1,573	3,183	6.2%	10～14歳	1,403	1,354	2,757	5.0%
15～19歳	2,036	2,052	4,088	8.0%	15～19歳	1,668	1,443	3,111	5.6%
20～24歳	2,193	2,159	4,352	8.5%	20～24歳	1,739	1,393	3,132	5.6%
25～29歳	2,003	1,977	3,980	7.8%	25～29歳	1,351	1,371	2,722	4.9%
30～34歳	1,669	1,720	3,389	6.6%	30～34歳	1,455	1,474	2,929	5.8%
35～39歳	1,744	1,740	3,484	6.8%	35～39歳	1,721	1,727	3,448	6.5%
40～44歳	1,832	1,836	3,668	7.2%	40～44歳	1,911	1,960	3,871	7.0%
45～49歳	2,052	2,134	4,186	8.2%	45～49歳	2,090	2,026	4,116	7.4%
50～54歳	2,051	2,150	4,201	8.2%	50～54歳	1,713	1,758	3,471	6.2%
55～59歳	1,528	1,450	2,978	5.8%	55～59歳	1,705	1,789	3,494	6.3%
60～64歳	1,168	1,245	2,413	4.7%	60～64歳	1,795	1,861	3,656	6.6%
65～69歳	930	1,007	1,937	3.8%	65～69歳	1,920	2,090	4,010	7.2%
70～74歳	701	821	1,522	3.0%	70～74歳	1,772	2,075	3,847	6.9%
75～79歳	411	655	1,066	2.1%	75～79歳	1,207	1,347	2,554	4.1%
80～84歳	207	447	654	1.3%	80～84歳	756	1,013	1,769	3.2%
85歳以上	135	341	476	0.9%	85歳以上	547	1,356	1,903	3.4%
合計	25,119	26,100	51,219	100%	合計	27,184	28,431	55,615	100%

滝沢市の人口と年齢構成の変化（世代別集計） （単位：人）

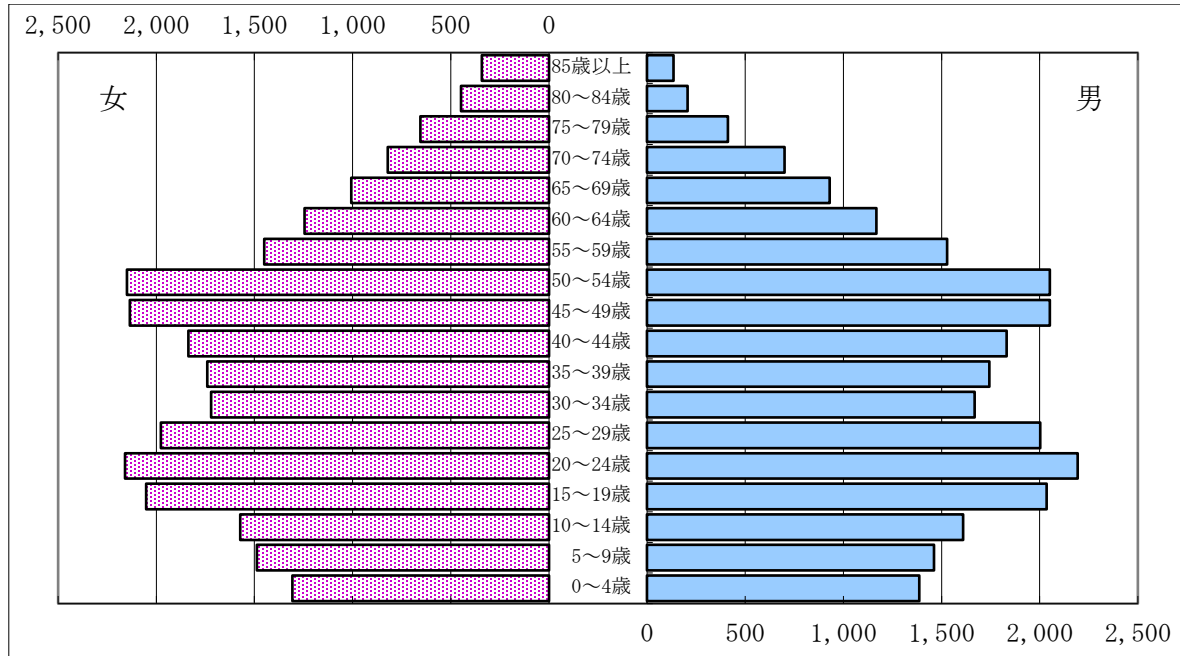
平成12年					令和2年				
	男	女	男女計	構成比		男	女	男女計	構成比
0～39歳	14,104	14,014	28,118	54.9%	0～39歳	11,768	11,156	22,924	41.2%
40～64歳	8,631	8,815	17,446	34.1%	40～64歳	9,214	9,394	18,608	33.5%
65～74歳	1,631	1,828	3,459	6.7%	65～74歳	3,692	4,165	7,857	14.1%
75歳以上	753	1,443	2,196	4.3%	75歳以上	2,510	3,716	6,226	11.2%
合計	25,119	26,100	51,219	100%	合計	27,184	28,431	55,615	100%

資料：岩手県人口移動報告年報（各年10月1日現在）

人口ピラミッドの比較においても、平成12年で多かったいわゆる「団塊の世代」である50歳前後の層が移行し、令和2年では70歳前後の層が多い形になっています。

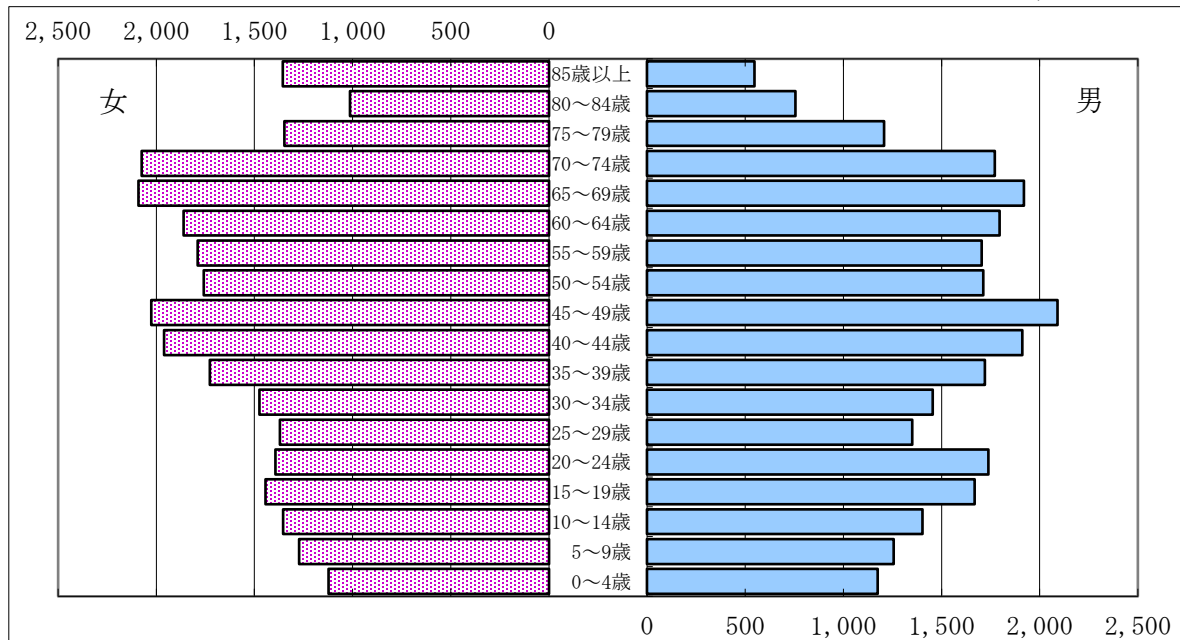
平成12年の人口ピラミッド

(単位：人)



令和2年の人口ピラミッド

(単位：人)



第2節 人口の推移

滝沢市は、昭和50年ごろから高い伸び率で人口が増加してきました。平成12年に5万人を超えた以降は伸び率が鈍化したものの、人口の増加は続いています。

滝沢市の高齢化率は、岩手県の高齢化率33.52%より低く、県内33市町村中最も低い状況です。65歳以上の人口の推移を見ると、平成12年時点では5,620人で高齢化率は11.01%でしたが、令和2年は14,083人で、高齢化率は25.18%と2倍以上増加しています。また、後期高齢者数も増加しています。

滝沢市の階層別に見た人口の推移

(単位:人)

年	総人口	内 訳									
		年齢不詳	0～14歳	15～39歳	40～64歳	65歳以上			高齢化率	前期・後期の比率	
						前期高齢者 (65～74歳)	後期高齢者 (75歳以上)	計		前期高齢者 (65～74歳)	後期高齢者 (75歳以上)
平成7年	44,339	66	8,612	16,656	14,905	2,706	1,394	4,100	9.25%	66.00%	34.00%
平成12年	51,065	31	8,865	19,118	17,431	3,449	2,171	5,620	11.01%	61.37%	38.63%
平成17年	53,646	22	8,540	19,075	18,747	4,140	3,122	7,262	13.54%	57.01%	42.99%
平成22年	53,857	455	7,994	17,534	18,810	5,151	3,913	9,064	16.83%	56.83%	43.17%
平成27年	55,288	455	8,041	16,357	18,600	6,834	5,001	11,835	21.41%	57.74%	42.26%
令和2年	55,938	323	7,582	15,342	18,608	7,857	6,226	14,083	25.18%	55.79%	44.21%

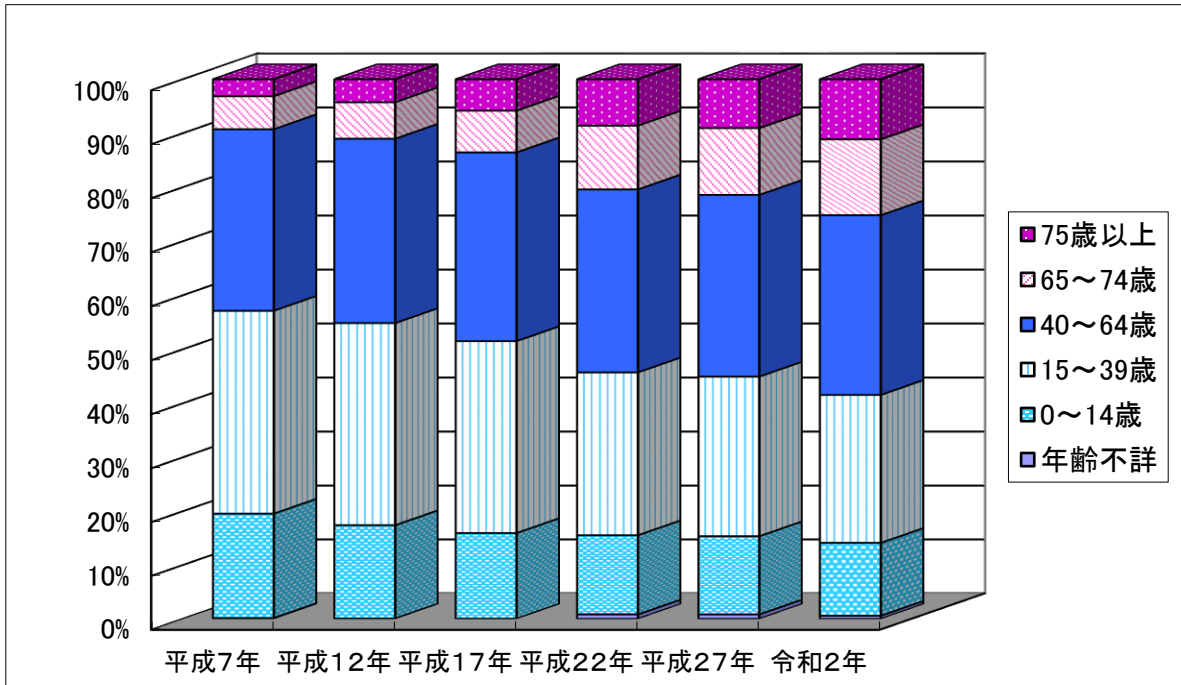
(参考)岩手県の階層別に見た人口の推移

(単位:人)

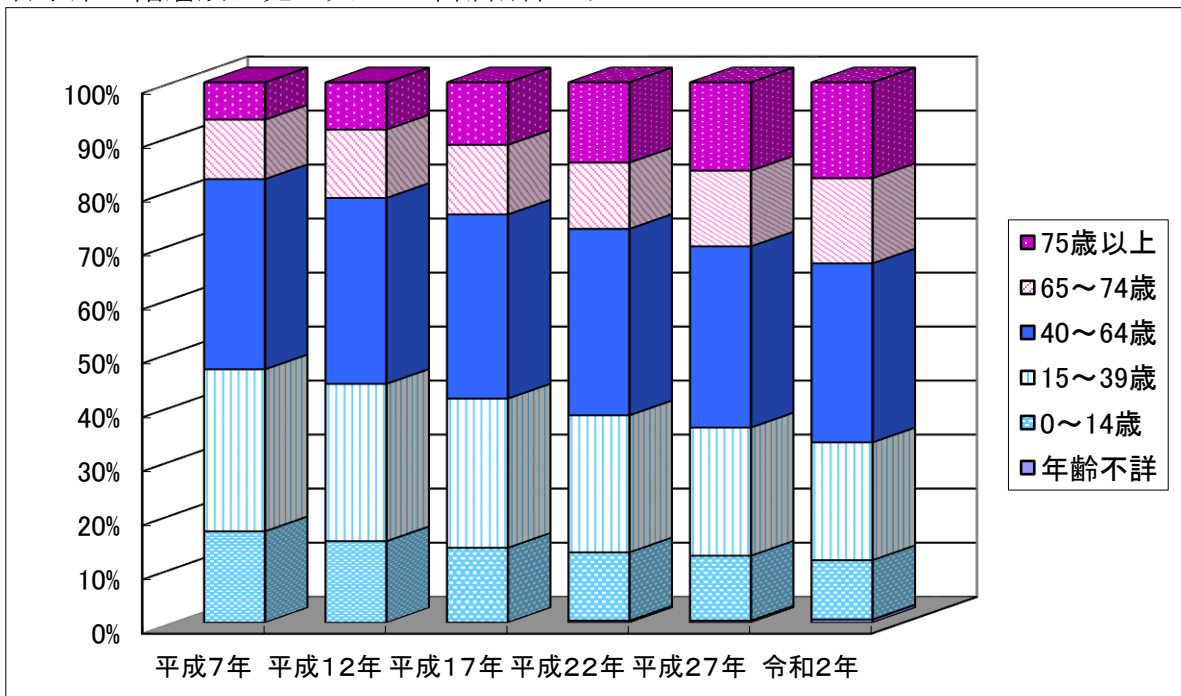
年	総人口	内 訳									
		年齢不詳	0～14歳	15～39歳	40～64歳	65歳以上			高齢化率	前期・後期の比率	
						前期高齢者 (65～74歳)	後期高齢者 (75歳以上)	計		前期高齢者 (65～74歳)	後期高齢者 (75歳以上)
平成7年	1,417,921	329	239,115	424,927	499,491	156,063	97,996	254,059	17.92%	61.43%	38.57%
平成12年	1,413,762	64	212,831	411,584	486,716	178,890	123,677	302,567	21.40%	59.12%	40.88%
平成17年	1,385,494	545	191,123	382,603	472,421	178,371	160,431	338,802	24.45%	52.65%	47.35%
平成22年	1,312,756	5,065	165,465	332,874	453,211	161,114	195,027	356,141	27.13%	45.24%	54.76%
平成27年	1,272,891	5,065	152,356	301,895	426,992	178,315	208,268	386,583	30.37%	46.13%	53.87%
令和2年	1,212,201	7,143	132,811	264,132	401,839	191,119	215,157	406,276	33.52%	47.04%	52.96%

資料：岩手県人口移動報告年報（各年10月1日現在）

滝沢市の階層別に見た人口の年齢割合グラフ



岩手県の階層別に見た人口の年齢割合グラフ



第3節 自然動態の推移

出生と死亡の差異から求める自然動態を見ると、本市の人口は平成12年までの明確な増加傾向と比較して増加数が縮小してきており、平成30年では自然増減数がマイナス69となっています。岩手県全体では明らかな人口減少傾向にあり、本市も自然増での人口増加は見込みにくい状況になりつつあります。

合計特殊出生率*を見ますと、平成27年までは全国平均をほぼ上回っていましたが、平成30年には1.36となり全国平均を下回っています。出生数自体は平成12年をピークに減少傾向です。

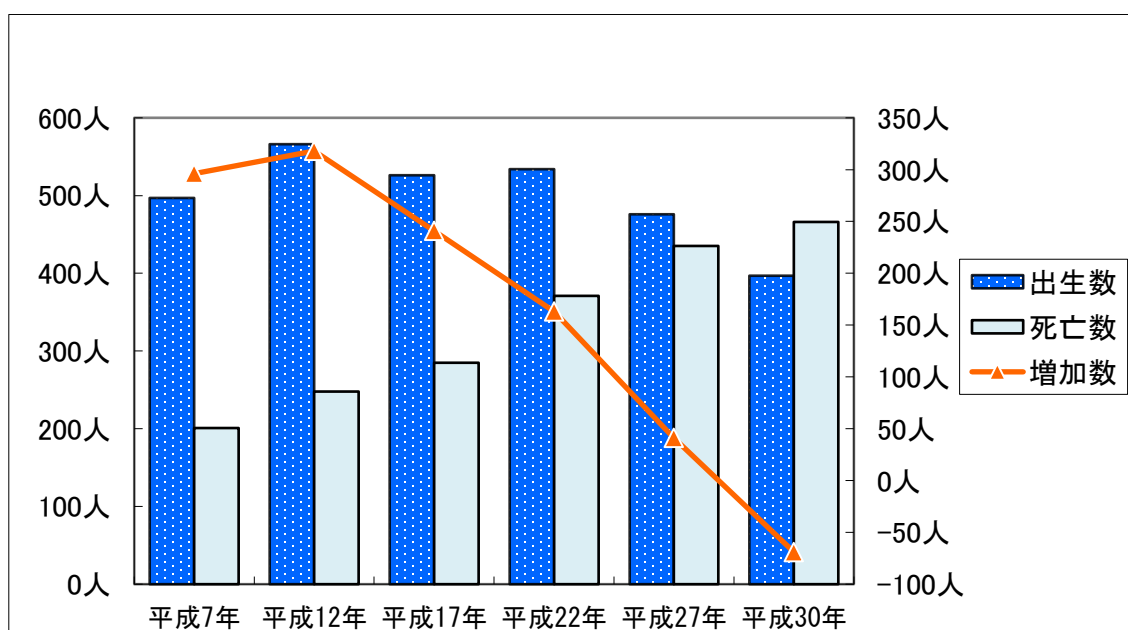
※合計特殊出生率：女子の年齢別出生率の合計で、その年次の年齢別出生率において1人の女子が一生の間に産むとした時の子どもの数を表します。

自然動態の推移

(単位：人)

区分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年
滝沢市	出生数	497	566	526	534	476	397
	死亡数	201	248	285	371	435	466
	増加数	296	318	241	163	41	△ 69
	合計特殊出生率	1.55	1.48	1.33	1.36	1.50	1.36
岩手県	出生数	13,475	12,292	10,800	9,879	8,938	7,719
	死亡数	12,168	12,611	14,552	15,787	16,537	17,384
	増加数	1,307	△ 319	△ 3,752	△ 5,908	△ 7,599	△ 9,665
	合計特殊出生率	1.62	1.56	1.41	1.46	1.49	1.40
全国	合計特殊出生率	1.42	1.36	1.26	1.39	1.45	1.42

資料：人口動態統計、岩手県人口移動報告年報、岩手県保健統計、滝沢市市勢統計書



第4節 社会動態の推移

転入、転出等による社会動態を見ますと、最近では本市の転入は減少傾向ですが、転出数が増加し、平成27年には社会動態の伸びがマイナスとなりました。

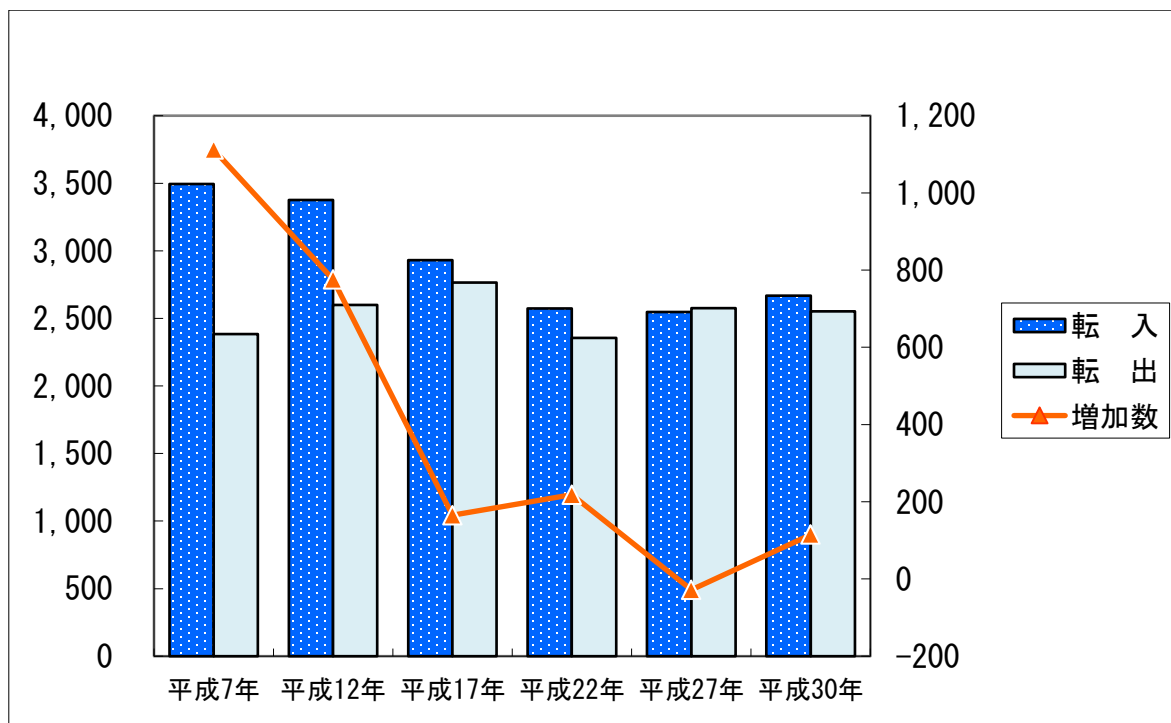
岩手県全体でも明らかな人口減少傾向にあり、今後は横ばいで推移し、大きな増加は望めないと考えられます。

社会動態の推移

(単位:人)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年	
滝沢市	転入	3,495	3,376	2,930	2,574	2,547	2,668
	転出	2,383	2,600	2,765	2,356	2,575	2,553
	増加数	1,112	776	165	218	△28	115
岩手県	転入	58,574	53,975	46,046	39,396	38,204	35,893
	転出	58,931	56,060	51,761	43,571	42,300	41,093
	増加数	△357	△2,085	△5,715	△4,175	△4,096	△5,200

資料:岩手県人口移動報告年報(各年10月1日現在)、滝沢市市勢統計書



第5節 高齢者世帯の状況

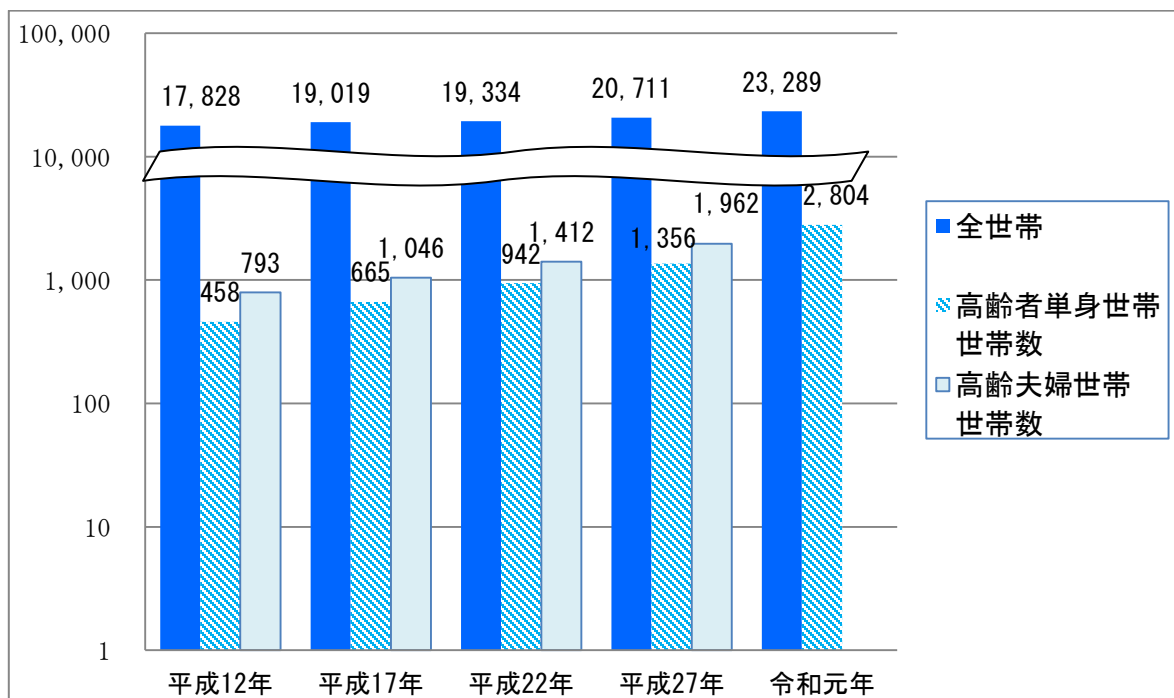
国勢調査結果より高齢者世帯についてみると、高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯ともに増加しており、全世帯に占める割合も増えています。平成27年の調査では、高齢者単身世帯と高齢夫婦世帯を合わせると、全世帯のうち16.0%を占めます。

このことから、支援が必要な高齢者が増加していることが伺えます。

滝沢市の高齢者世帯の推移

年度	全世帯	高齢者単身世帯		高齢夫婦世帯 (夫65歳以上妻60歳以上の一組の一般世帯)	
		世帯数	構成比	世帯数	構成比
平成12年	17,828	458	2.6%	793	4.4%
平成17年	19,019	665	3.5%	1,046	5.5%
平成22年	19,334	942	4.9%	1,412	7.3%
平成27年	20,711	1,356	6.5%	1,962	9.5%
令和元年	23,289	2,804	12.0%	—	—

資料：平成12年から平成27年については国勢調査、令和元年については地域包括支援センター調べ（令和元年9月末現在）



第3章 介護保険サービスの現状

第1節 介護保険サービスの現状

1 要介護認定者数の推移

介護保険制度創設の平成12年度以降、高齢者の増加に伴い認定者も増加の傾向となっています。平成30年度及び令和元年度の認定者数は、ほぼ推計どおりでしたが、令和2年度は推計を下回りました。

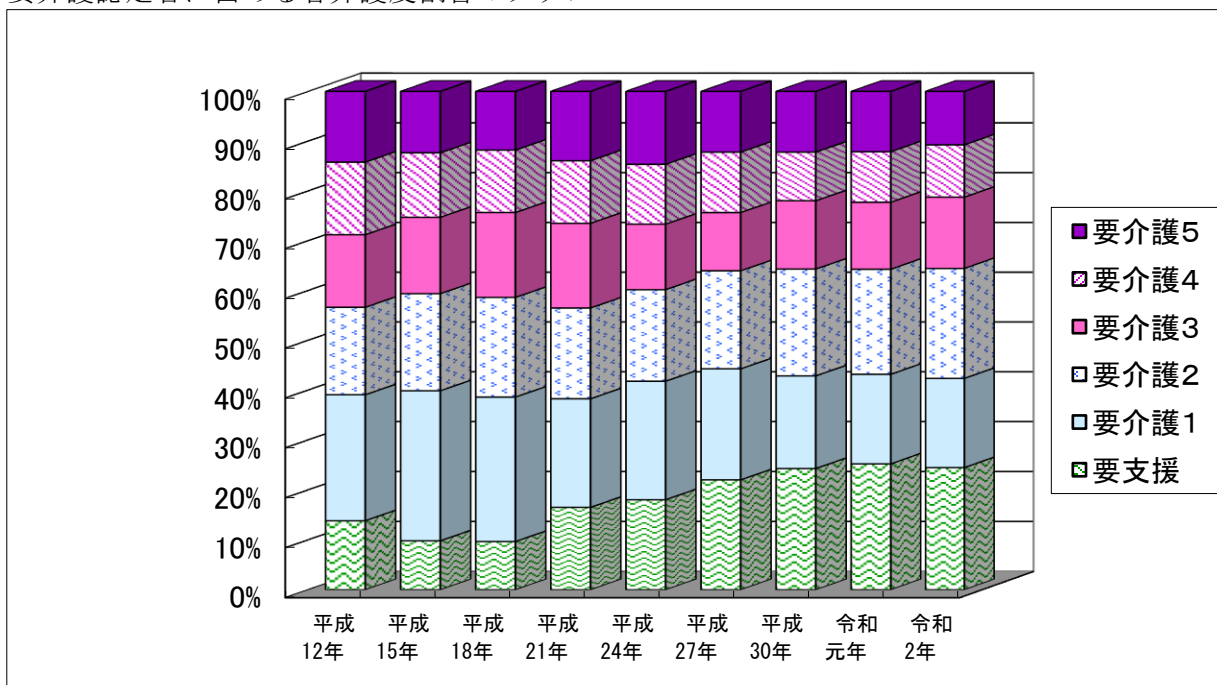
介護度別の構成では、年々、要支援の割合が増加し、介護予防の必要性が高まっています。

(単位：人)

	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年	令和元年	令和2年	※令和2年構成割合
要支援	74	78	101	230	303	446	524	564	547	24.46%
要介護1	135	239	302	303	399	451	401	402	400	17.89%
要介護2	94	155	209	254	309	399	463	472	494	22.09%
要介護3	78	122	178	237	221	237	296	301	320	14.31%
要介護4	78	103	131	175	202	246	211	227	235	10.51%
要介護5	76	98	123	194	246	247	263	271	240	10.73%
計	535	795	1,044	1,393	1,680	2,026	2,158	2,237	2,236	100.00%

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

要介護認定者に占める各介護度割合のグラフ



2 要介護認定者の自立度等の状況

平成31年4月から令和2年3月までに滝沢・雫石介護認定審査会で審査をした方々（滝沢市分）の介護度別の障がい高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）及び認知症高齢者自立度の状況は次の表のとおりです。

要介護（要支援）者の状況では、介護度は、「要介護2」「要介護1」、「要支援2」の順に人数が多くなっています。障がい高齢者自立度は、「A1」が最も多く28.0%、次に「J2」が20.6%となっています。認知症高齢者自立度は、「自立」と「I」（ほぼ認知症状なし）の方が37.7%であり、認定を受けた方のうちの半数以上の62.3%が認知症状をもっていることがわかります。

《令和元年度認定審査会の審査状況（滝沢市分）》

障がい高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）からみた状況

（単位：人）

介護度	人数	自立	J			A			B			C		
			J1	J2	A1	A2	B1	B2	C1	C2				
非該当	11	1	8	2	6	2	2	0	0	0	0	0	0	0
要支援1	210	6	137	28	109	65	60	5	2	2	0	0	0	0
要支援2	266	2	103	11	92	157	118	39	4	4	0	0	0	0
要介護1	329	8	117	17	100	195	146	49	9	9	0	0	0	0
要介護2	346	1	43	3	40	259	123	136	42	31	11	1	1	0
要介護3	222	0	16	0	16	108	41	67	93	33	60	5	5	0
要介護4	182	0	1	0	1	17	5	12	107	8	99	57	42	15
要介護5	207	0	1	0	1	6	1	5	41	3	38	159	41	118
計	1,773	18	426	61	365	809	496	313	298	90	208	222	89	133
割合 (%)	100%	1.02%	24.0%	3.4%	20.6%	45.6%	28.0%	17.7%	16.8%	5.1%	11.7%	12.5%	5.0%	7.5%

認知症高齢者自立度からみた状況

（単位：人）

介護度	人数	自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M
非該当	11	8	2	1	0	0	0	0	0
要支援1	210	60	112	34	4	0	0	0	0
要支援2	266	72	156	37	1	0	0	0	0
要介護1	329	17	71	143	92	5	0	0	1
要介護2	346	21	70	114	105	33	2	0	1
要介護3	222	9	24	37	60	72	15	4	1
要介護4	182	9	25	22	31	62	22	9	2
要介護5	207	3	10	19	12	62	15	86	0
計	1,773	199	470	407	305	234	54	99	5
割合 (%)	100.0%	11.2%	26.5%	23.0%	17.2%	13.2%	3.0%	5.6%	0.3%

【参考】障がい高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）の判定基準

生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する
寝たきり	ランク C	1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもうてない

資料：要介護認定 認定調査員テキスト 2009 改訂版（平成 30 年 4 月）厚生労働省

【参考】認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

資料：要介護認定 認定調査員テキスト 2009 改訂版（平成 30 年 4 月）厚生労働省

【参考】介護認定を受けた場合の身体状況など

介護度	身体状況	利用できるサービス等
非該当	自立した生活ができ、今のところ介護や支援を必要としていない	介護予防事業
要支援 1	基本的な日常生活はほぼ自分で行うことができるが、介護予防のための支援や改善が必要	介護予防サービス
要支援 2	要支援 1 の状態より基本的な日常生活を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要	
要介護 1	歩行などに不安定さがあり、日常生活に部分的な介護が必要	介護サービス
要介護 2	歩行などが不安定で、排せつや入浴などの一部または全部に介護が必要	
要介護 3	歩行や排せつ、入浴、衣服の着脱などに、ほぼ全面的な介助が必要	
要介護 4	日常生活全般に動作能力が低下しており、介護なしでの生活は困難	
要介護 5	生活全般にわたって介助が必要で、介護なしでは日常生活がほぼ不可能	

3 介護度別サービスの利用状況

認定者の増加とともに、居宅、施設ともに毎年利用者が増えてきています。

居宅サービス利用者の実績では、平成 21 年度と令和元年度を比較すると約 1.8 倍となっており、増加傾向にあります。

また施設サービス利用者の実績では、平成 21 年度と令和元年度を比較すると約 1.5 倍となり、居宅サービスに比較すると伸率は低くなりますが着実に増加しています。

介護度別に見ますと、介護度が軽い方は、施設サービスを利用できない制約もあることから居宅サービスは要介護 2 以下に多く、施設サービスは要介護 3 以上の利用が多い状況です。

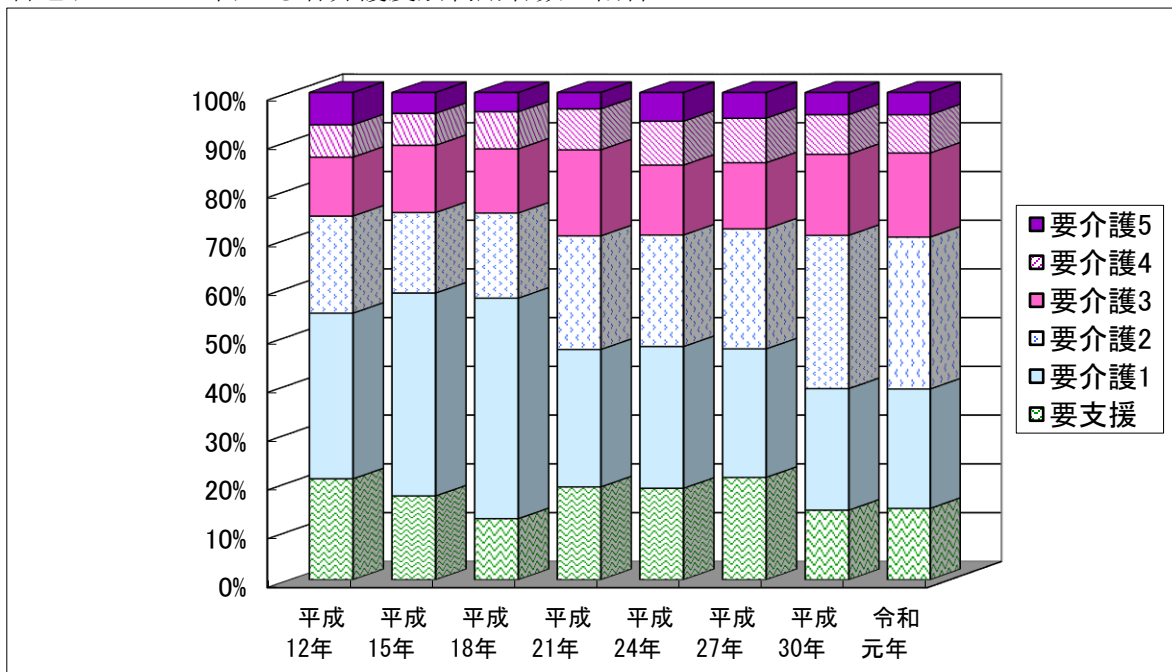
居宅サービス利用者（月平均）

（単位：人）

	平成 12 年	平成 15 年	平成 18 年	平成 21 年	平成 24 年	平成 27 年	平成 30 年	令和 元年
要支援	53	76	79	152	200	278	206	210
要介護 1	87	184	285	225	310	349	359	351
要介護 2	51	73	110	186	244	326	454	447
要介護 3	31	61	83	141	153	180	240	248
要介護 4	17	29	48	67	96	121	117	113
要介護 5	17	19	25	27	63	70	66	66
計	256	442	630	798	1,066	1,324	1,442	1,435

資料：介護保険事業状況報告

居宅サービスに占める各介護度別利用者数の割合



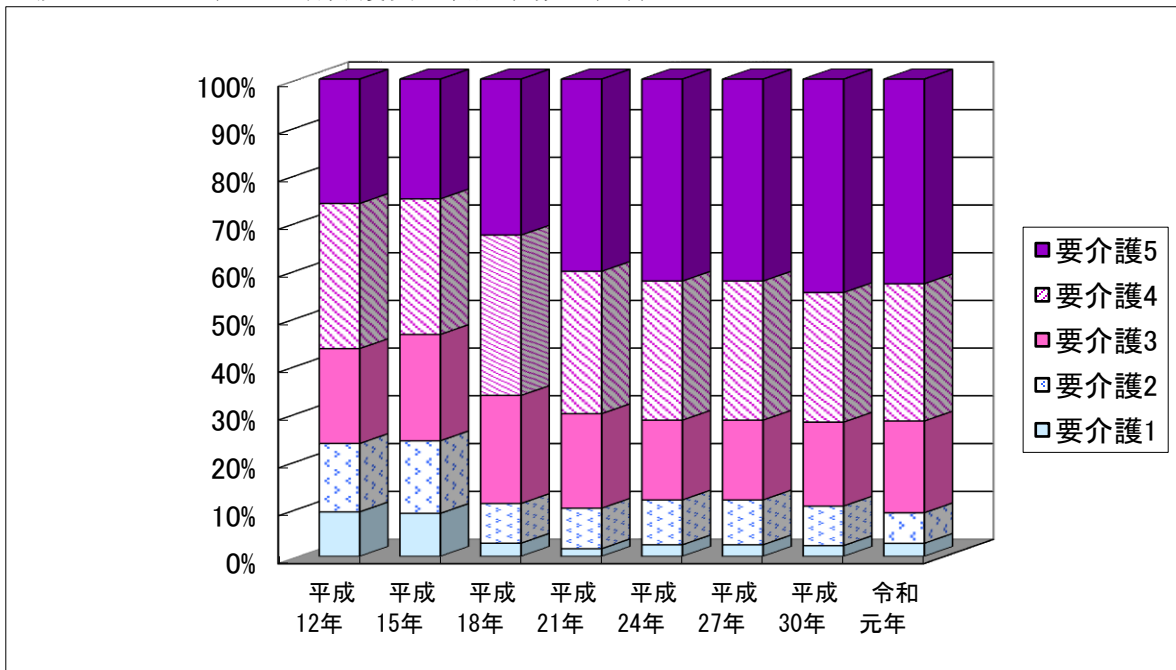
施設サービス利用者 (月平均)

(単位：人)

	平成 12年	平成 15年	平成 18年	平成 21年	平成 24年	平成 27年	平成 30年	令和 元年
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護1	15	19	6	4	7	7	8	10
要介護2	23	32	18	21	27	27	30	24
要介護3	32	47	49	49	48	48	63	71
要介護4	49	60	73	74	84	84	98	106
要介護5	42	53	71	100	122	122	162	159
計	161	211	217	248	288	288	361	370

資料：介護保険事業状況報告

施設サービスに占める各介護度別利用者数の割合



4 第7期のサービス利用状況

(1) サービス利用量

実績値と計画値を比較すると、介護サービスでは、通所介護、住宅改修、小規模多機能型居宅介護などの実績値が計画値を上回りました。介護予防サービスでは、介護予防福祉用具貸与と介護予防小規模多機能型居宅介護が計画値を上回りました。

①介護サービス

サービス名		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
ア 居宅サービス				
訪問介護	計画人数	246	253	258
	実績人数	248	246	258
	計画比 (%)	101%	97%	100%
訪問入浴介護	計画人数	21	17	18
	実績人数	21	18	22
	計画比 (%)	100%	106%	122%
訪問看護	計画人数	124	124	125
	実績人数	128	134	140
	計画比 (%)	103%	108%	112%
訪問リハビリテーション	計画人数	121	123	126
	実績人数	112	109	105
	計画比 (%)	92%	88%	83%
居宅療養管理指導	計画人数	101	107	113
	実績人数	92	102	116
	計画比 (%)	91%	95%	103%
通所介護	計画人数	373	375	386
	実績人数	465	492	477
	計画比 (%)	125%	131%	124%
通所リハビリテーション	計画人数	186	202	215
	実績人数	172	182	170
	計画比 (%)	92%	90%	79%

サービス名			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
短期入所生活介護	計画人数		120	130	144
	実績人数		122	127	112
	計画比 (%)		101%	98%	78%
短期入所療養介護	計画人数		31	33	37
	実績人数		26	27	26
	計画比 (%)		84%	82%	70%
福祉用具貸与	計画人数		493	524	562
	実績人数		530	542	565
	計画比 (%)		108%	103%	101%
特定福祉用具販売	計画人数		16	17	18
	実績人数		8	7	9
	計画比 (%)		49%	39%	50%
住宅改修	計画人数		5	5	6
	実績人数		5	6	12
	計画比 (%)		100%	115%	200%
特定施設入居者生活介護	計画人数		25	27	29
	実績人数		28	30	28
	計画比 (%)		111%	110%	97%
居宅介護支援	計画人数		1,003	1,063	1,127
	実績人数		937	952	980
	計画比 (%)		93%	90%	87%

※人数は1月当たりの利用者数

サービス名		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
イ 地域密着型サービス				
地域密着型通所介護	計画人数	160	167	177
	実績人数	127	106	104
	計画比 (%)	79%	64%	59%
認知症対応型通所介護	計画人数	22	23	26
	実績人数	12	2	2
	計画比 (%)	53%	9%	8%
小規模多機能型居宅介護	計画人数	4	12	16
	実績人数	35	38	36
	計画比 (%)	875%	316%	225%
認知症対応型共同生活介護	計画人数	62	62	62
	実績人数	61	60	62
	計画比 (%)	99%	97%	100%
ウ 介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	計画人数	158	190	190
	実績人数	152	170	185
	計画比 (%)	96%	89%	97%
介護老人保健施設	計画人数	226	248	275
	実績人数	196	191	199
	計画比 (%)	87%	77%	72%
介護療養型医療施設	計画人数	13	13	13
	実績人数	15	10	7
	計画比 (%)	112%	79%	54%

※人数は1月当たりの利用者数

②介護予防サービス

サービス名		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
ア 介護予防サービス				
介護予防訪問介護※	計画人数	-	-	-
	実績人数	-	-	-
	計画比 (%)	-	-	-
介護予防訪問看護	計画人数	30	32	39
	実績人数	26	23	20
	計画比 (%)	87%	71%	51%
介護予防訪問リハビリテーション	計画人数	43	46	47
	実績人数	26	32	30
	計画比 (%)	59%	70%	64%
介護予防居宅療養管理指導	計画人数	3	3	3
	実績人数	3	4	1
	計画比 (%)	106%	117%	33%
介護予防通所介護※	計画人数	-	-	-
	実績人数	-	-	-
	計画比 (%)	-	-	-
介護予防通所リハビリテーション	計画人数	72	77	82
	実績人数	81	73	63
	計画比 (%)	113%	95%	77%
介護予防短期入所生活介護	計画人数	3	3	3
	実績人数	5	3	2
	計画比 (%)	164%	100%	67%
介護予防短期入所療養介護	計画人数	1	1	1
	実績人数	0	0	0
	計画比 (%)	0%	0%	0%
介護予防福祉用具貸与	計画人数	98	103	109
	実績人数	96	109	114
	計画比 (%)	98%	106%	105%

※人数は1月当たりの利用者数

※「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」は平成29年度から地域支援事業へ移行

サービス名			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
	介護予防特定介護予 防福祉用具販売	計画人数	3	4	4
		実績人数	2	2	3
		計画比 (%)	75%	50%	75%
	介護予防住宅改修	計画人数	4	5	7
		実績人数	3	2	2
		計画比 (%)	67%	48%	29%
	介護予防特定施設入 居者生活介護	計画人数	1	1	1
		実績人数	2	1	1
		計画比 (%)	200%	100%	100%
介護予防支援	計画人数	356	380	402	
	実績人数	195	200	192	
	計画比 (%)	55%	53%	48%	
イ 地域密着型サービス					
	介護予防小規模多機 能型居宅介護	計画人数	2	4	4
		実績人数	6	6	8
		計画比 (%)	300%	156%	200%
	介護予防認知症対応 型共同生活介護	計画人数	1	1	1
		実績人数	0	0	0
		計画比 (%)	0%	0%	0%

※人数は1月当たりの利用者数

(2) 介護給付費の状況

介護給付費全体としては、計画を下回っており、これは、介護予防の取り組みの成果が出ていると考えられますが、平成30年度、令和元年度とも前年度実績より増となっており、令和2年度も前年度実績を上回る見込みとなっています。

(単位：千円)

サービス区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	合計 (見込み)
居宅サービス (介護サービス給付費)	計画値	1,257,099	1,566,462	1,705,399	4,528,960
	実績値	1,403,590	1,473,879	1,558,957	4,436,426
	計画比	111.65%	94.09%	91.41%	97.96%
居宅サービス (介護予防サービス費)	計画値	79,656	80,287	85,047	244,990
	実績値	73,570	71,405	64,397	209,372
	計画比	92.36%	88.94%	75.72%	85.46%
地域密着型サービス	計画値	386,419	419,366	444,049	1,249,834
	実績値	407,218	388,419	388,313	1,183,950
	計画比	105.38%	92.62%	87.45%	94.73%
施設サービス費	計画値	1,466,616	1,486,569	1,571,682	4,524,867
	実績値	1,214,977	1,257,362	1,343,115	3,815,454
	計画比	82.84%	84.58%	85.46%	84.32%
高額介護サービス等	計画値	84,013	89,177	94,659	267,849
	実績値	82,767	86,737	95,323	264,827
	計画比	98.52%	97.26%	100.70%	98.87%
特定入所者介護サービス	計画値	121,720	129,201	137,142	388,063
	実績値	116,826	121,049	124,888	362,763
	計画比	95.98%	93.69%	91.06%	93.48%
審査支払手数料	計画値	4,398	4,668	4,955	14,021
	実績値	3,639	3,705	3,463	10,807
	計画比	82.74%	79.37%	69.89%	77.08%
小計	計画値	3,399,921	3,775,730	4,042,933	11,218,584
	実績値	3,302,587	3,402,556	3,578,456	10,283,599
	計画比	97.14%	90.12%	88.51%	91.67%

※「居宅サービス費」とは、介護保険サービスを在宅で利用する際の費用です。

※「施設サービス費」とは、介護保険施設に入所して受けるサービスの費用です。

※「審査支払手数料」とは、介護事業所に支払う介護報酬の審査を受託している国民健康保険団体連合会に支払う手数料です。

※「高額介護サービス費」とは、介護保険の利用者負担額等が一定の額を超えた場合に後から払い戻しをするものです。(上記の統計上は高額介護サービス費に高額医療合算介護サービス費を含んでいます)

※「特定入所者介護サービス費」とは、介護保険施設に入所した非課税世帯の方の食費と居住費について一定額の軽減をする費用です。

第2節 地域支援事業の状況

事業等の区分及び名称		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込み(※)		
介護予防・日常生活支援 総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	67人/月	72人/月	77人/月	
		通所型サービス	227人/月	242人/月	259人/月	
		介護予防ケアマネジメント (介護予防支援含む)	延べ4,671件	延べ4,768件	延べ4,862件	
	一般介護予防事業	介護予防普及啓発事業	介護予防教室	225回	204回	175回
			いきいき百歳体操自主グループ	3か所	7か所	12か所
			運動機能向上教室	実35人 4クール	実28人 4クール	実12人 3クール
			頭とからだのはつらつ塾	実14人 2クール		
			はつらつ元気館 一般トレーニング	延べ2,284人	延べ1,937人	延べ400人
			いきいき百歳体操サポーター養成・育成	1回	5回	3回
		地域介護予防活動支援事業	いきいきサロン	30か所 延べ31,894人	30か所 延べ32,046人	30か所 延べ21,000人
睦大学 (①教養講座 ②趣味の教室)	①延566人 ②実888人		①延656人 ②実868人	①0人 ②実779人		
包括的支援事業	包括的支援事業	地域包括支援センター	1か所	1か所	1か所	
		地域包括支援センターブランチ	3か所	3か所	3か所	
		総合相談支援事業	包括支援センター相談件数	延べ1,392件	延べ1,687件	延べ1,700件
			ブランチ実態把握件数	延べ1,301件	延べ1,257件	延べ1,258件
		権利擁護事業への相談支援	実施	実施	実施	
		包括的・継続的ケアマネジメント事業	地域ネットワーク会議	年6回	年6回	年4回
			介護支援専門員個別支援	121件	126件	100件
	任意事業	家族介護支援事業	家族介護者教室	6回	4回	4回
			家族介護用品支給	11人	12人	13人
		成年後見制度利用支援事業 (①成年後見相談件数 ②申立人数)	①30件 ②申立0人	①相談26件 ②申立1人	①相談60件 ②申立1人	
介護相談員派遣事業 (①介護相談員数 ②派遣先)		①2人 ②18か所	①2人 ②19か所	①2人 ②12か所		

事業等の区分及び名称		平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和 2 年度 見込み (※)	
包括的支援事業 (社会保障充実分)	在宅医療・介護連携推進事業	相談窓口の設置	1 か所	1 か所	1 か所
		在宅医療・介護相談件数	95 件	111 件	120 件
		多職種による研修会	3 回	3 回	3 回
		普及啓発(懇話会、懇談会)	1 回	2 回	0 回
	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター配置	1・2 層 1 人 (兼務)	1・2 層 1 人 (兼務)	1・2 層 1 人 (兼務)
		協議体開催	3 回	2 回	2 回
	認知症総合支援事業	認知症地域支援推進員配置	1 人	1 人	1 人
		認知症サポーター養成講座	9 回 225 人	16 回 339 人	12 回 364 人
		認知症サポーターステップアップ講座	10 人	14 人	0 人
		認知症初期集中支援事業	1 ケース	3 ケース	3 ケース
		認知症カフェ開催協力	2 か所	2 か所	2 か所
		認知症ケアパスの更新・普及	実施	実施	実施
		盛岡広域シルバーケア SOS ネットワーク登録者	10 人	15 人	16 人
	地域ケア会議推進事業	地域ケア会議	16 回	11 回	10 回

※ 令和 2 年度の実績見込み：新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業の縮小や中止を勘案した実績見込みのため、減少している事業があります。

第4章 計画の基本理念

第1節 第7期計画の評価・課題

1 第7期介護保険事業計画の評価・課題

第7期計画期間中は、高齢者数、要介護認定者数の増加に伴い介護サービス給付費も増加していますが、財政的には、ほぼ計画どおり推移する見込みとなっています。

介護保険法の改正で予定されている第8期の費用負担の見直し等に適切に対応し、介護保険の健全な運営に努めていく必要があります。

2 第7期高齢者保健福祉計画の評価・課題

第7期計画では、今後本格化する少子高齢化や人材不足に対応するための地域包括ケアシステムの構築に向けて7つの項目と2つの重点施策に取り組んできました。

ア 認知症施策の推進

認知症施策については、関係団体との協力で、認知症サポーター養成講座の修了者を、買い物支援やサロン運営を行う「パートナー」として活動に結びつけることができました。また、認知症サポーターの上級講座としては、認知症声掛け訓練を行うなどし、地域で連携して対応できるような体制に向けて取り組みました。

イ 一般介護予防事業の推進

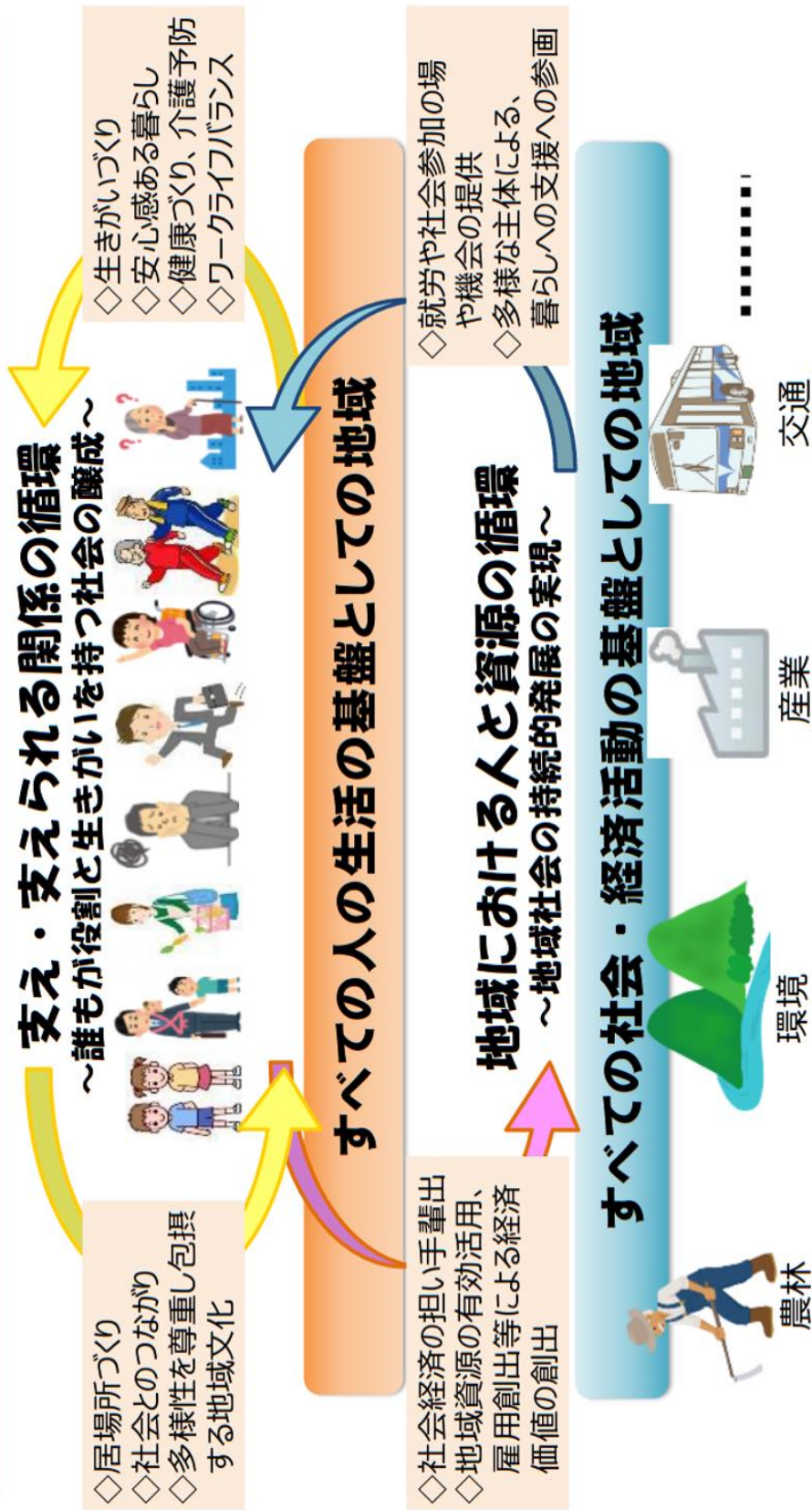
一般介護予防事業については、市で関与する介護予防教室への参加人数はやや減少傾向ではありますが、リハビリテーション専門職との連携による住民主体の活動支援を推進してきました。高齢者が役割を持ち主体的に活動を継続することができるよう、いきいき百歳体操のサポーター養成を行ったことで、地域での自主活動の拡大や増加につながっています。

今期は、感染症対策のために本来の形での事業が実施出来ないものも多くありましたが、別な形で事業目的を達成するよう検討を行い、例えば地域包括支援センターだよりの発行や地域のウォーキングマップの作製と配布を行うなどの工夫をして実施しました。

今後は、団塊の世代が75歳以上になる2025年、団塊ジュニア世代が高齢者になる2040年を見据え、制度や分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会を目指す「地域共生社会」という考え方も重要になります。第8期計画では、従来の制度だけでは支えきれなくなる高齢者支援について、これまでの取り組みをさらに深化させることで対応できるよう推進していきます。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



第2節 第8期計画の理念

第8期計画は、「第1次滝沢市総合計画 後期基本計画」の健康福祉部門計画でめざす、「**健やかで笑顔にあふれるまち**」の実現に向け、対応する基本施策であります

- ・安心して暮らせる長寿社会の実現
- ・地域で暮らし続けられる地域包括ケアの実現

をめざし推進します。

第3節 第8期計画の推進・評価方法

1 計画の推進体制

(1) 滝沢市高齢者保健福祉協議会

高齢者保健福祉計画における各種施策の実施状況や介護保険事業計画の運用状況を継続的に点検・評価していただきます。

- ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進状況
- ・介護保険サービスの提供状況（質と量）についての評価
- ・地域支援事業の提供状況（質と量）についての評価
- ・保健福祉サービスの提供状況（質と量）についての評価
- ・利用者、住民の意向等から見た評価（目標・事業・計画自体）
- ・関係機関における連携・調整等についての評価

(2) 滝沢市いきいきライフを語る会

住民ニーズの聴取や住民ニーズの反映がなされているか検討する場として、また、計画目標達成状況や計画自体の改善について継続して広く意見を求めるために設置し、提言を頂きます。

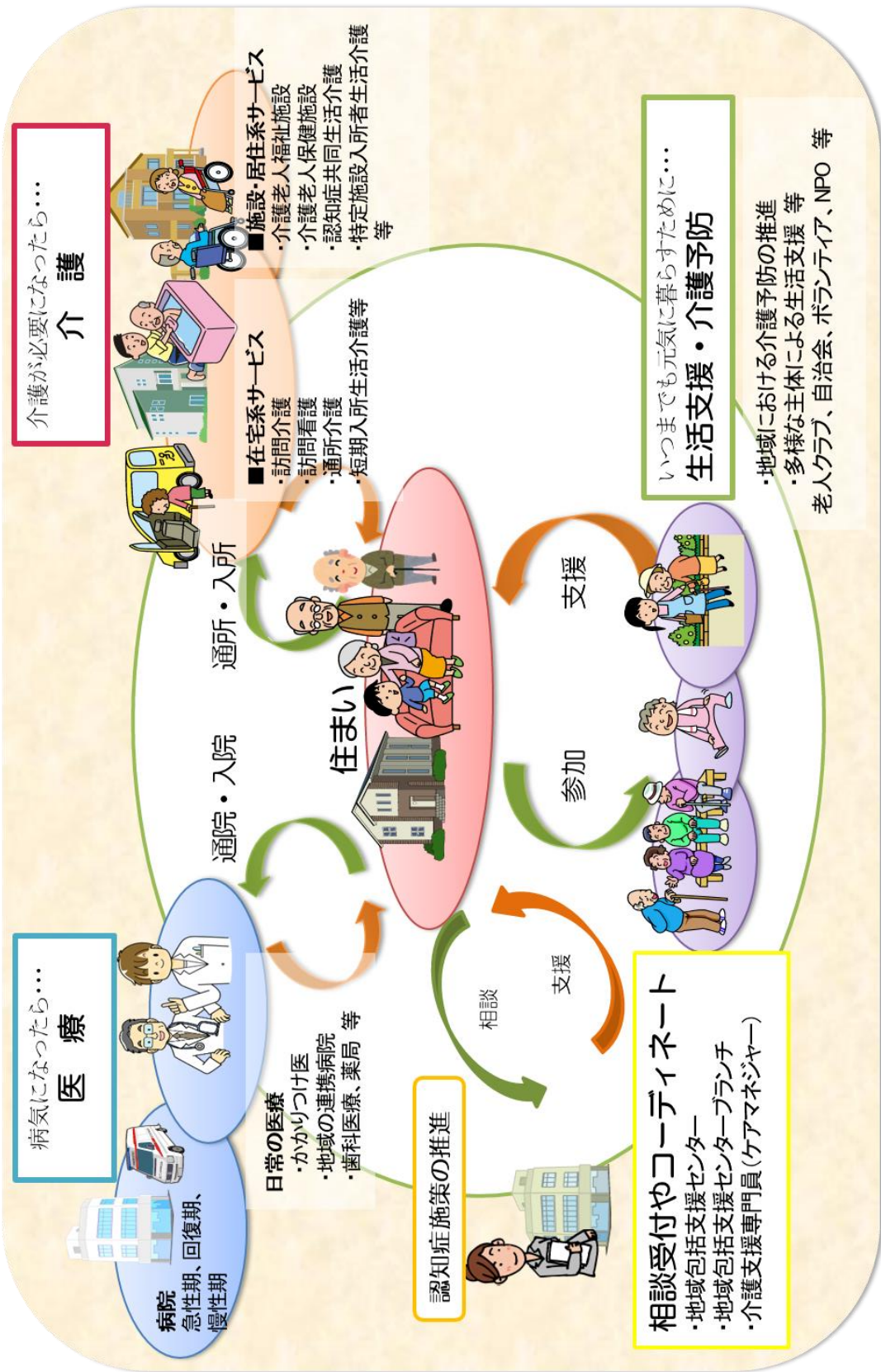
(3) 滝沢市高齢者保健福祉部会

庁内で目的を共有する関係各課による横断的な組織体制として設置し、計画の効率的推進を図ります。

2 計画の評価方法

年度ごとに施策目標の評価指標や見込量に対する実績について検証・再評価を行い、本計画における各種施策が円滑かつ適正に運営されるよう努めます。

滝沢市の地域包括ケアシステムのイメージ

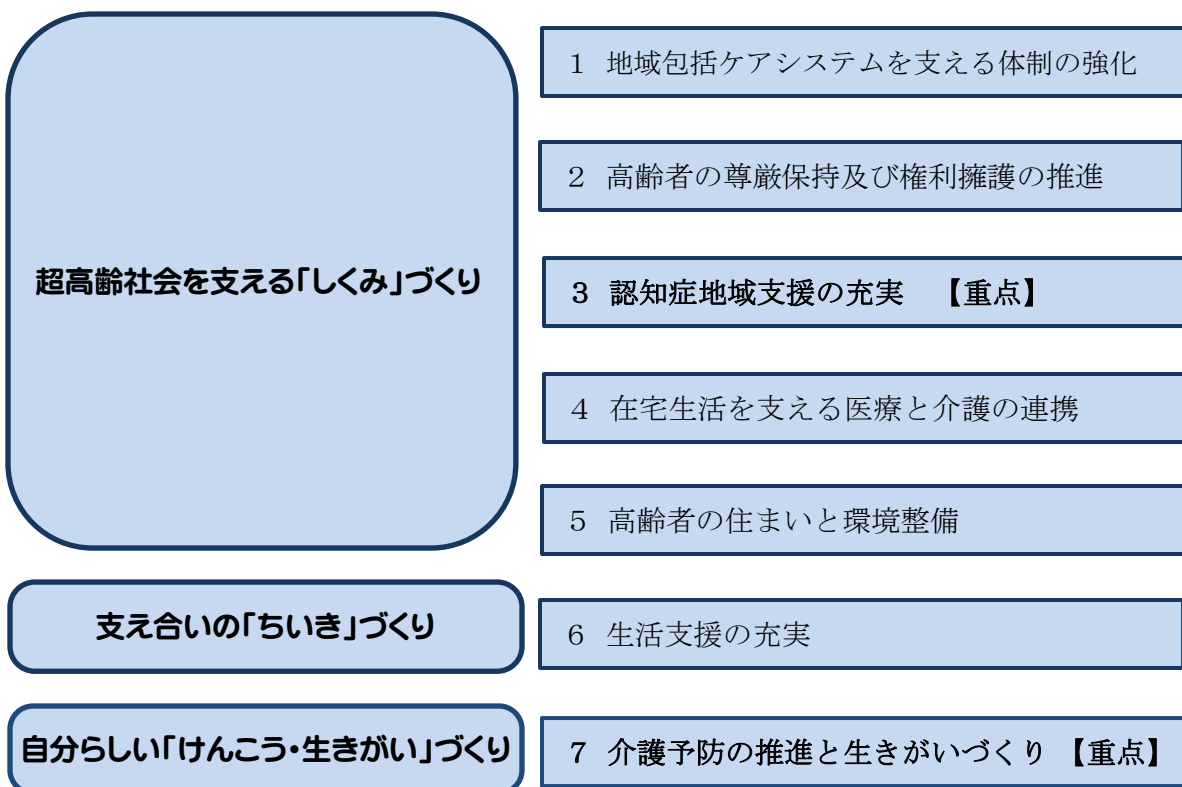


第5章 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

第1節 第8期計画の施策の展開

1 施策の体系

第8期計画では、団塊の世代が75歳以上となる2025年さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、また、生きがいのある自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進にむけて以下のことに取り組めます。



地域包括ケアシステムの効果を高めるために一番基本となるのが、一人ひとりが自分の生活の質を高める取り組みとして自分らしい健康と生きがいづくりをすることです。さらに地域では、それぞれの実情に合わせて互いに支え合う地域づくりをすすめ、最終的には、公的な支援を含めた超高齢社会を支えるためのしくみづくりをする三段階で取り組みをすすめていきます。

2 重点施策について

重点事項は「介護予防の推進と生きがいづくり」と「認知症地域支援の充実」としました。

「介護予防の推進と生きがいづくり」については、高齢者が要介護状態等となることを予防するため、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけてフレイル（※）を予防することを重視し、また、心身機能の改善のみならず、日常生活の活動性を高め、家庭での役割を持つことや社会参加を促し、一人ひとりの生きがいや自己実現の取り組みを支援して生活の質の向上を目指します。さらに、地域で介護予防や生活支援等の担い手として活躍できる機会の創出に向けた体制整備を行い、社会的役割を持つことで介護予防につながることを目指していきます。

「認知症地域支援の充実」については、認知症は誰しもがなりうる身近な疾患となっていることから、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる「共生」と、認知症の発症をできるだけ遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする「予防」を基本的な考え方として、認知症の人や家族の視点を重視しながら施策を推進していきます。

※ フレイル：日本老年学会が2014年に提唱した概念で、加齢により心身の機能が衰え、健康な状態と要介護状態の間にある状態のこと。早めに対策を行うことで健康な状態に戻ることが可能です。

第2節 施策ごとの評価及び今後の方向性

本計画では、施策ごとの評価指標から現状評価を行い、課題や今後の方向性、対応事業を導き出しました。

次ページからは、指標ごとに令和5年度の目標、評価方法、評価年度を示しています。本節中の「ニーズ調査」とは「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を、「実態調査」とは「在宅介護実態調査」を表します（本書2ページ参照）。

なお、評価指標及び対応事業の実績における「令和2年度現状」については、新型コロナウイルス感染拡大に伴って縮小や中止となった事業もありますが現状のままを記載しています。

1 地域包括ケアシステムを支える体制の強化

施策 目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の検討 ・地域包括支援センターの機能強化と地域包括ケアの進展
----------	--

具体的 条件	身近に相談できる場所がある
	地域包括支援センターの人員体制の強化
	関係機関や関係多職種との連携強化
	専門職の人材育成に向けた支援がある
	関係機関とともに地域課題解決に向けた検討ができる

	評価指標	平成 29 年度現状 (実績は 28 年度分)	令和 2 年度現状 (実績は令和元年度分)	令和 5 年 度目標	評価 方法	評価 年度
1	困ったときに 相談できる窓 口の有無	総合相談 延べ 1,487 件	総合相談 延べ 1,687 件	継続実施	実績	毎年
		地域包括支援センターブランチによる実態把握訪問 延べ 1,296 件	地域包括支援センターブランチによる実態把握訪問 延べ 1,257 件			
		地域包括支援センター周知チラシ作成、ホームページ・広報掲載	地域包括支援センター周知チラシ作成、ホームページ・広報掲載	周知先の拡大		
		地域包括支援センター1か所 地域包括支援センターブランチ 3か所 居宅介護支援事業所 17か所	地域包括支援センター1か所 地域包括支援センターブランチ 3か所 居宅介護支援事業所 15か所	推進		
		相談受付方法 来所、訪問、電話、メール	オンラインでの相談体制の整備	継続実施		
2	専門職員の 配置状況	三職種一人当たりの高齢者数 2,341 人	三職種一人当たりの高齢者数 1,875 人	1,500 人 以下(※1)		
3	専門職の 資質向上の 機会がある	地域ネットワーク会議 年 6 回	地域ネットワーク会議 年 6 回	継続実施		
		地域ケア会議 年 6 回	地域ケア会議 年 6 回			
		居宅介護支援事業所個別訪問によるフォローアップ	市内居宅介護支援事業所等情報交換会 2 回開催			
		市内居宅介護支援事業所からの相談の把握	市内居宅介護支援事業所からの相談傾向の把握、分析			
4	今後も働きながら介護を続けていけると 思う人の割合	問題なく続けていける 11.4% 何とか続けていける 45.0%	問題なく続けていける 21.3% 何とか続けていける 42.0%	増加	実態 調査	R5

※1 「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化」指標により、三職種一人当たりの第1号被保険者数は 1500 人以下が望ましいとされているものです。(平成 30 年 7 月 4 日「老振発 0704 第 1 号」厚生労働省老健局通知)

現 状 評 価

滝沢市は、平成 18 年度より市直営の地域包括支援センター1 か所と委託型の地域包括支援センターブランチ 3 か所を運営しており、包括的支援事業や指定介護予防支援等事業の実施を通じて、地域のネットワーク構築と地域包括ケアの推進に取り組んできました。年々、総合相談や権利擁護事業の相談件数が増加しており、特に認知症に関する事や家族介護力の低下によるもの、経済的な相談が増えています。

地域の共通する課題については、地域住民を含めた関係者を招いて目的別に地域ケア会議を開催しています。これまでに共有された地域課題は、「地域交通」や「身近な通いの場の確保」、「生活習慣病予防」「認知症の方の見守り」「家族介護力不足」等が挙げられました。

包括的支援事業等の実施にあたっては、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種を中心に、多様な関係機関・団体と連携を図りながら円滑に業務が実施されるよう取り組んでいます。しかしながら、本市においても高齢者人口の増加が続く中、三職種一人当たりの高齢者数はいまだ基準値には届いていない現状です。

現状やニーズ調査等から見える課題

地域包括ケアシステムを深化させるに当たっては、滝沢市の地域に共通する課題に対応する施策や資源について、医療・介護連携推進や認知症施策、生活支援体制整備との整合性を図りながら政策形成することを意識し、地域ケア推進会議の中で具体的に話し合っていく必要があります。地域とのつながりが薄れている世帯等の避難時の対応や家族介護力の不足(支援拒否、障がい、共依存等)、8050 問題(※2)等の課題が見えてきています。これら増加している複雑な相談へ迅速かつ的確に対応するためにも、専門職の安定的確保と地域包括支援センターの機能強化が必要です。

「在宅介護における経済的不安、介護離職」等の課題については、引き続き社会福祉協議会等で行っている生活困窮者自立相談等とも連携していく必要があります。

施 策 の 方 向 性

- ・ 北部圏域への地域包括支援センター新設により、地域に身近な相談場所を充実させていきます。
- ・ 市直営の地域包括支援センターの機能強化を図り、委託型の地域包括支援センターの後方支援を行いながら連携して市全体の高齢者支援の体制強化を図ります。
- ・ 市の地域課題について、関係団体や地域において共有、検討し、政策形成を進めていきます。
- ・ 災害に対しては、滝沢市地域防災計画に基づいて支援を実施していきます。
- ・ 感染症に対しては、滝沢市新型インフルエンザ等対策本部条例及び滝沢市新型コロナウイルス感染症対策本部設置規程に基づいて支援を実施していきます。

主 な 対 応 事 業 等

- ・ 総合相談支援事業
- ・ 地域包括支援センター及び地域包括支援センターブランチによる実態把握
- ・ 介護予防ケアマネジメント、介護予防支援
- ・ 包括的・継続的ケアマネジメント(介護支援専門員の後方支援及び地域ネットワーク会議含む)
- ・ 地域包括支援センター連絡会議
- ・ 地域包括支援センター運営協議会
- ・ 地域ケア会議(多職種連携による個別事例検討及び地域課題の抽出、実施後のフォローアップ含む)

※2

? 8050 問題とは ?

ひきこもりの長期高齢化とともに、80 歳代の親と 50 歳代の子どもの組み合わせによる親の年金への生活の依存と介護の問題、社会的孤立等が全国的にも深刻な地域課題となっています。

2 高齢者の尊厳保持及び権利擁護の推進

施策 目標	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が虐待や権利侵害を受けることなく尊厳をもって生活できる環境整備と支援 ・独居や高齢者世帯が安心して生活できる高齢者保健福祉サービスの継続実施
----------	---

具体的 条件	高齢者が安心して生活できる見守り・支援体制がある
	高齢者の虐待を防止し、発生時の通報窓口及び対応体制が整っている
	判断能力が十分でなくなった時に相談できる場所がある

	評価指標	平成 29 年度現状 (実績は 28 年度分)	令和 2 年度現状 (実績は令和元年度)	令和 5 年 度目標	評価 方法	評価 年度
1	高齢者虐待発生時に対応できる体制がある	総合相談のうち、高齢者虐待、権利擁護相談の件数延べ 73 件 個別ケース会議 随時	総合相談のうち、高齢者虐待、権利擁護相談の件数延べ 150 件 個別ケース会議 随時	継続実施	実績	毎年
2	要援護高齢者の見守り体制がある	・地域包括支援センターブランチ、民生委員 ・企業等との協定締結件数延べ 3 件	・地域包括支援センターブランチ、民生委員 ・企業等との協定締結件数延べ 5 件	増加		
3	高齢者虐待防止の啓発事業	高齢者虐待防止の啓発・支援（広報掲載、出前講座、虐待防止・身体拘束廃止等情報提供） 介護相談員派遣事業（※） ・派遣先 14 か所 ・相談員 2 人	高齢者虐待防止の啓発・支援（広報掲載、出前講座、虐待防止・身体拘束廃止等情報提供） 介護相談員派遣事業（※） ・派遣先 19 か所 ・相談員 2 人	継続実施		
4	成年後見制度の利用者数	成年後見制度利用者数 45 人 (家庭裁判所調べ 12 月末)	成年後見制度利用者数 56 人 (家庭裁判所調べ 12 月末)	増加		
5	身寄りが無い、経済的不安があっても安心して成年後見制度が利用できる	成年後見制度利用支援事業利用者数 0 人	成年後見制度利用支援事業利用者数 1 人	継続実施		
6	成年後見制度について相談できる場所がある	成年後見制度相談件数延べ 5 件 成年後見制度の周知・啓発 ・パンフレットの設置 ・広報掲載 ・出前講座	成年後見制度相談件数延べ 26 件 成年後見制度の周知・啓発 ・パンフレットの設置 ・広報掲載 ・出前講座	継続実施		

7	成年後見制度の担い手が増える	—	市民後見人養成講座修了者数 2人	増加	実績	毎年
8	緊急時対応可能な環境整備	緊急通報体制整備事業利用者数 76人	緊急通報体制整備事業利用者数 57人			

現 状 評 価

総合相談、権利擁護支援では、民生委員や社会福祉協議会、警察等関係機関と連携・情報共有し、困難な事例の解決に向けた支援を実施してきました。特にも高齢者虐待は、広報等で啓発しながらいつでも相談できる窓口を設けるとともに、虐待の防止と養護者による虐待への対応力向上のために、各関係者が参加する研修会や事例検討会等にて資質向上や事例の情報提供を行いました。また、施設従事者等の虐待防止策として、介護相談員を派遣し利用者の疑問や不安等を受け、事業者へ橋渡しを行い問題解決やサービスの質の向上に努めました。さらに、企業等と見守りに関する協定を締結し、様々な分野から高齢者の異変等に気付く体制が整っていることで、支援を必要とする方を早期に発見することができ、高齢者虐待通報や安否確認が取れない事案が発生した際に、迅速に対応できる体制を整えてきました。

成年後見制度の利用が必要と思われる人の増加に伴い、身近な相談窓口として盛岡広域 5 市町の協同で「盛岡広域成年後見センター」を設置しました。制度の周知・啓発を行うとともに、利用を必要とする人の申立て支援等を円滑に行う体制を整備しました。

独居高齢者が増加する中、自宅で安心して生活するための安否確認方法として、緊急通報装置の設置を継続して実施しました。

現状やニーズ調査等から見える課題

増加している総合相談や権利擁護相談に迅速かつ的確に対応するためにも、安定した専門職員の確保と地域包括支援センターの機能強化が必要となっています。また、独居や高齢者世帯が増加していることから、高齢者本人やその家族が相談したい時にすぐに相談できる体制と、自らの安否等状況を発信できる事業の周知と継続した実施が重要です。

さらに、近年の地域住民の付き合いや家族関係の希薄化に加え、認知症等判断能力の低下と身寄りのない方の身元引受人に関する事等、成年後見・権利擁護に関する相談も増加しており、制度利用に係る相談・支援の強化が重要である一方、制度を支える後見人の成り手不足が顕著であることから、市民後見人の育成と安心して活動できる体制を整え、後見人活動の支援も行っていく必要があります。

施 策 の 方 向 性

- ・総合相談、権利擁護相談、高齢者虐待等支援困難事例へ対応するために、関係団体や関係機関と連携を強化するとともに、職員の資質向上、人材育成のための研修機会の提供を実施していきます。
- ・盛岡広域成年後見センターと連携し、成年後見制度の啓発・周知はもちろん、きめ細やかな相談対応と利用に係る申立て支援、また市民後見人の育成と活動の支援を実施していきます。
- ・独居や高齢者世帯の増加に伴い、離れて暮らす家族が安心して生活できるよう、安否確認手段としての事業を引き続き実施していきます。

主 な 対 応 事 業 等

- ・総合相談支援・権利擁護事業
- ・介護サービス相談員派遣事業(※)
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・盛岡広域成年後見センター設置事業(成年後見相談窓口の設置、市民後見人養成講座・フォローアップ研修の開催含む)
- ・緊急通報体制整備事業

※ 「介護相談員派遣事業」は、令和 3 年度より「介護サービス相談員派遣事業」に名称変更となります。

3 認知症地域支援の充実

施策 目標	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の早期発見と備えのための相談体制の充実 認知症になっても安心できるまちづくりに向けたチームオレンジ(※1)等ネットワークの整備
----------	---

具体的 条件	認知症の早期発見・早期対応につなぐ支援体制の強化
	認知症の当事者と家族の社会参加支援
	見守りの仕組みづくりとネットワークの強化
	認知症サポーターの活躍の場づくり

	評価指標	平成 29 年度現状 (実績は 28 年度分)	令和 2 年度現状 (実績は令和元年度)	令和 5 年 度目標	評価 方法	評価 年度
1	認知症に関する相談窓口を知っている割合	—	認知症に関する相談窓口を知っている割合 28.3%	増加	ニー ズ調 査	R5
2	相談体制の充実	地域包括支援センター 1 か所 地域包括支援センター ブランチ 3 か所 まちかど相談室 4 か所	地域包括支援センター 1 か所 地域包括支援センター ブランチ 3 か所 まちかど相談室 4 か所	推進	実績	毎年
3	認知症に関する知識を得る機会	認知症サポーター 累計 2,904 人 介護予防教室	認知症サポーター 累計 3,705 人 介護予防教室	増加		
4	早期発見・早期対応に向けた支援体制	認知症初期集中支援 の実施 市内認知症サポート医 7 人(岩手県「認知症サ ポート医名簿」より)	認知症初期集中支援 の実施 市内認知症サポート医 8 人(岩手県「認知症サ ポート医名簿」より)	継続実施 増加		
5	認知症介護に不安を感じる割合	介護者が不安を感じる 介護「認知症状への対 応」の割合 28.0%	介護者が不安を感じる 介護「認知症状への対 応」の割合 24.9%	減少		
6	専門職の資質向上の機会	事例検討会 6 回	事例検討会 6 回	継続実施	実績	毎年
7	実践力向上の機会	認知症サポーターステ ップアップ講座 実施検討	認知症サポーターステ ップアップ講座 修了者 12 名	修了者の 増加		
8	当事者の活動の機会	認知症カフェ 1 か所	認知症カフェ 2 か所 スローショッピング			
9	安全確保の手段	シルバーケア SOS ネット ワーク新規登録者 7 人	シルバーケア SOS ネット ワーク新規登録者 10 人	増加		

現 状 評 価

認知症サポーター養成講座を継続して実施し、令和2年7月末までに延べ3,770人に受講いただきました。また、今期は特に子供や若い世代向けのイベントと共催しての普及啓発及び医師会、社会福祉協議会、企業、認知症の人と家族の会等と協力した養成講座を行いました。しかしながら、認知症に関する相談窓口を知っている割合は28.3%といまだ低い現状です。

早期発見・早期治療については、初期集中支援として認知症専門医と地域包括支援センターがチームとなり支援を実施しており、集中的な介入により支援へのつながりを行いました。また、岩手西北医師会と共催の研修会・事例検討会を通じて多職種連携とその支援にも努めました。

認知症の人や家族への支援としては、「認知症になっても住みよいまちづくりプロジェクト(※2)」として認知症サポーター養成講座修了者がパートナーとなり定期的な買い物支援やサロン運営を行っています。さらに意欲のある方に対しては認知症サポーターステップアップ講座を実施し、認知症声掛け訓練を行うことで地域において連携して対応できるような活動の機会作りに向けて取り組んでいます。

行方不明者発生時の対応については、盛岡広域シルバーケア SOS ネットワークを活用するとともに、市役所庁内の情報共有体制についても会議を開催し、情報共有を図りながら実効性のあるものに見直しをしました。

現状やニーズ調査等から見える課題

認知症は誰もがなりうる病気である一方で、相談窓口を知っている割合が低く、引き続き相談窓口の周知、認知症の正しい理解と早期受診等の普及啓発が必要です。

認知症サポーターは順調に増えていますが、サポーターとしての活動意欲のある方に対する具体的な活動の機会は多くはないのが現状です。また、若年性認知症を含む認知症当事者の就労意欲や社会参加のニーズに対応できるような活動についても検討する必要があります。今後に向けては、認知症サポーターや企業を含めた地域の皆で認知症の人やその家族を見守り、支援できるようなネットワークづくりや、支援者と支援を求める人のマッチングのシステムづくりをするとともに、認知症の人や家族が同じ気持ちを分かち合える場、当事者同士での語らいの場としての認知症カフェ等の開催支援を進めていく必要があります。

施 策 の 方 向 性

- ・ 多くの人にとって身近なものとなっている認知症の正しい理解と対応に関する普及啓発を進め、早期発見、早期対応につなぐ支援体制を強化していきます。
- ・ 認知症になっても本人や家族が安心して地域で暮らしていけるよう、「認知症になっても住みよいまちづくりプロジェクト(※2)」をはじめとする様々な取り組みと認知症サポーターの活動をつなげ、チームオレンジ(※1)としての具体的な支援や見守りのネットワークを構築していきます。
- ・ 認知症の人や家族の視点を重視し認知症と共いどのように生活をしていくかを考え、認知症カフェや座談会等の活動場所の拡大や役割の創出を目指します。

主な対応事業等

- ・認知症地域支援推進員の配置

(普及啓発)

- ・認知症ケアパスの更新と普及
- ・認知症サポーター養成講座

(予防)

- ・認知症初期集中支援チーム

(医療・ケア・介護サービス・介護者への支援)

- ・岩手西北医師会「認知症支援地域ネットワーク」主催カンファレンスへの参加
- ・多職種連携研修会
- ・家族介護者教室

(チームオレンジ(※1)の整備)

- ・認知症サポーターステップアップ養成講座[上級講座]
- ・チームオレンジ(※1)活動への参加

(認知症バリアフリー・若年性認知症支援・社会参加支援)

- ・認知症カフェ等開催協力
- ・当事者の社会参加支援
- ・盛岡広域シルバーケアSOSネットワーク
- ・認知症声掛け訓練

※1

? チームオレンジとは ?

認知症サポーターの量的な拡大を図ることに加え、今後は養成するだけでなく、できる範囲で手助けを行うという活動の任意性は維持しつつ、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みを地域ごとに構築することとされました。その仕組みを「チームオレンジ」として全市町村で整備することを目標としています。

認知症施策推進大綱(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)より

※2

? 認知症になっても住みよいまちづくりプロジェクトとは ?

平成31年に、医師会、認知症の人と家族の会、社会福祉協議会、企業、市が連携して、「認知症になってもやさしいスーパープロジェクト」と題し、店内でスーパーの従業員と地域住民に向けた認知症サポーター養成講座を開催しました。その後の話し合いを経て、認知症サポーターになった地域住民が、週1回「パートナー」として買い物の補助を行い、店内のイートインスペースでサロンを設けています。今後はスーパー以外にも活動が広がることを目指して、令和2年からはプロジェクトの名称を「認知症になっても住みよいまちづくりプロジェクト」に変更しています。



保健推進員による認知症サポーター養成講座での健康劇



市内キャラバン・メイトによる認知症声掛け訓練の様子



「認知症になっても住みよいまちづくりプロジェクト」スローショッピング

4 在宅生活を支える医療と介護の連携

施策 目標	切れ目のない在宅医療と介護の提供体制構築のための連携強化と相談体制整備
------------------	-------------------------------------

具体的 条件	医療と介護の相談ができる
	看取りや口腔ケア、感染症対策等、在宅生活継続のためのしきみを学ぶ機会がある
	在宅生活を支えるために、多職種で連携がとれる

	評価指標	平成 29 年度現状 (実績は 28 年度分)	令和 2 年度現状 (実績は令和元年度)	令和 5 年 度目標	評価 方法	評価 年度
1	相談体制の充実	1 か所設置(委託)	1 か所設置(委託)	推進	実績	R5
2	医療相談件数	113 件	111 件	140 件		
3	地域住民への普及啓 発	・地域懇談会4回 ・市民医療懇話会1回	・地域懇談会1回 ・市民医療懇話会1回	地域懇談 会3回		
4	医療・介護関係者の研 修	3 回	3 回	3 回		
5	救急医療情報キット 75 歳以上普及率	—	42.0%	45.0%		
6	病気で数日間寝込ん だ時に看病や世話をし てくれる人がいない割 合	6.2%	6.7%	減少	ニー ズ調 査	
7	主な介護者が不安に 感じる介護の内容	・服薬:17.0% ・医療面の対応:8.0%	・服薬:11.9% ・医療面の対応: 6.8%	減少	実態 調査	
8	かかりつけ医、かかりつ け歯科医を持っている 人の割合 (60 歳以上)	・かかりつけ医 83.4% ・かかりつけ 歯 科 医 78.3% (H28 たきざわ健康プラ ン 21 アンケート)	—	増加	アン ケ ー ト	

現 状 評 価

主な事業としては、相談窓口(在宅ボックス滝沢へ委託)を設置し、連携の支援や研修会の開催、市民への普及啓発を行いました。また、市内の医療・介護の情報をまとめた「おたすけマップ」や、関係者間の連携を支援する情報共有ツールの作成を行いながら、関係機関へ説明を重ね普及を行いました。また、体調急変等緊急時の情報共有の手段として、救急医療情報キット設置の普及にも継続的に取り組んでおり、相談体制と連携を推進するための仕組みは整ってきております。

現状やニーズ調査等から見える課題

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、8割以上の方が治療中の病気又は後遺症を抱えていると回答しており、今後更に医療と介護の両方を必要とする状態で在宅生活を送る方は増加すると推測されます。相談件数は年々増加し、相談内容も、多職種が関わる事例や入退院を繰り返す事例等、複雑化していることや、災害等有事の際の迅速な対応のためにも、相談と連携の体制強化が必要です。

地域ケア会議等で抽出された地域課題では、看取りの支援や口腔ケア、感染症対策等が挙げられており、地域での懇談会や研修会の内容に反映させる等の対策を検討する必要があります。

施 策 の 方 向 性

第8期においても、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との連携を推進していく必要があります。

- ・在宅医療と介護の連携に関する相談支援については、認知症への対応等ほかの事業と連携を図りながら体制の強化を図るため、第8期は相談窓口を市役所に設置します。対応職員の研修やマニュアルの作成も行い、医師会等の関係団体、病院等との連携を図りながら対応します。
- ・地域住民への普及啓発に関しては、在宅医療や介護について理解することや、人生の最終段階におけるケアの在り方や看取りについて考える機会となるよう、地域医療懇談会を継続します。また、相談先や情報をまとめた資料の配布や救急医療情報キットの設置も引き続き進めていきます。
- ・医療・介護関係者の連携を進めるため、それぞれの役割について理解を深めるための会議を新たに開催します。また、地域ネットワーク会議等多職種が参加する場を活用し、感染症対策や口腔ケア等の地域課題解決に向けた研修会を開催します。なお、災害時においては、滝沢市国土強靱化地域計画に基づき、保健、医療及び福祉の連携を図ります。

主 な 対 応 事 業 等

- ・医療介護連携推進事業(医療・介護の資源の把握、相談支援、普及啓発、研修等)
- ・救急医療情報キット配付事業

5 高齢者の住まいと環境整備

施策 目標	安心して暮らすことのできる住まいと、日常生活を支援する環境の整備
----------	----------------------------------

具体的 条件	自宅で暮らし続けられるためのバリアフリー化の推進
	高齢者施設に関する相談対応や情報提供
	安心できる暮らしを支援するための環境の整備

	評価指標	平成 29 年度現状 (実績は 28 年度分)	令和 2 年度現状 (実績は令和元年度)	令和 5 年 度目標	評価 方法	評価 年度
1	屋内の移乗・移動について介護者が不安に感じている割合	17.0%	8.7%	減少	実態調査	R5
2	自宅で暮らし続けるための支援事業がある	高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業 9 件	高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業 8 件			
3	住まいに関する相談対応と環境整備状況	庁内住宅部門等からの情報収集・提供(滝沢市内の高齢者関連施設一覧表の作成)	県及び庁内の住宅部門等からの情報収集・提供(滝沢市内の高齢者関連施設一覧表の作成) ・市内有料老人ホーム 定員数 285 ・市内サービス付き高齢者向け住宅 戸数 152 (令和 2 年 7 月 1 日時点 岩手県長寿社会課提供)	継続実施	実績	毎年
		介護老人福祉施設 市内 2 施設	介護老人福祉施設 市内 3 施設 (令和元年度 1 施設 60 床 整備)	介護保険サービス利用量の推計のとおり		
		介護老人保健施設 市内 3 施設	介護老人保健施設 市内 3 施設			
		認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 市内 4 施設	認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 市内 4 施設			
4	生活環境の支援	家族介護用品支給実施	家族介護用品支給実施	継続実施		
		生活管理指導短期宿泊事業 実施	生活管理指導短期宿泊事業 実施			
		介護相談員派遣事業 (※) ・派遣先 14 施設 ・相談員 2 人	介護相談員派遣事業 (※) ・派遣先 19 施設 ・相談員 2 人			

現 状 評 価

介護が必要な高齢者等に対し、自宅の段差解消や手すりの設置、浴槽・トイレ等を改修する場合の経費について助成し、自立した在宅生活を継続できるよう支援しています。一方、県の内示額によって助成できる経費の増減が生じるため、今後も状況をみながら予算措置し支援していきます。在宅生活の環境をよりよくするための支援としては、介護用品の支給や日常生活用具の給付事業を継続して実施し、必要な方が利用できるよう介護支援専門員へ事業説明を行っています。

持ち家や一般の賃貸住宅以外の住まいとしては、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増えています。また、在宅生活の継続が困難な高齢者に対しては、令和元年度に特別養護老人ホーム1施設(60床)が整備され、入所待機状態が改善されたと考えます。

現状やニーズ調査等から見える課題

高齢になっても住み慣れた地域の中で自立した生活を継続するためには、高齢者の利用に配慮した暮らしやすい住宅の確保が望まれます。

住環境を整えるよう様々な制度が適切に利用できるよう支援や利用可能な施設等に関する情報提供が必要です。

施 策 の 方 向 性

- ・介護保険における住宅改修のほかに、滝沢市高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業を実施し、介護が必要な高齢者等が自宅で自立した生活ができるよう住宅のバリアフリー化を推進します。
- ・滝沢市内の高齢者関連施設(介護保険施設、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等)について、県長寿社会課及び市の住宅部門等と連携し情報収集・提供に努め、相談に応じます。
- ・老人福祉法に基づいて、環境的・経済的理由により必要な人に対する老人保護措置を行います。

主 な 対 応 事 業 等

- ・高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業
- ・高齢者関連施設の情報収集・提供及び環境整備
- ・家族介護用品支給
- ・高齢者日常生活用具給付事業
- ・高齢者外国人等福祉給付金支給事業
- ・介護保険給付管理事業
- ・老人保護措置委託事業
- ・生活管理指導短期宿泊事業
- ・介護サービス相談員派遣事業(※)

※ 「介護相談員派遣事業」は、令和3年度より「介護サービス相談員派遣事業」に名称変更となります。

6 生活支援の充実

施策 目標	地域課題の解決に向けたサービスの開発、試行
----------	-----------------------

具体的 条件	地域の支え合い活動の重要性について知る機会がある
	地域の支え合い活動に参加する機会がある
	住民同士の話し合いによる活動の創出支援
	住民主体の支え合い活動の発掘と創出

	評価指標	平成 29 年度現状 (実績は 28 年度分)	令和 2 年度現状 (実績は令和元年度)	令和 5 年 度目標	評価 方法	評価 年度
1	地域の支え合い活動の重要性について知る機会	生活支援体制整備事業普及啓発講演会の開催 1 回	生活支援体制整備事業普及啓発講演会の開催 2 回	継続実施	実績	毎年
2	住民同士の話し合いの機会	地域支えあい連絡会(1 層協議体)の開催 3 回	地域支えあい連絡会(1 層協議体)の開催 2 回	第 1 層 3 回、第 2 層各 2 回ずつ		
3	地域の支え合い活動に参加する機会	月 1 回以上活動に参加 ・ボランティアのグループ 7.3% —	月 1 回以上活動に参加 ・ボランティアのグループ 7.0% ・老人クラブ 4.0% ・町内会・自治会 6.5% 介護予防の通いの場 11.5%	増加	ニーズ調査	R5
4	介護予防・日常生活支援総合事業の利用状況	訪問型サービス ・ひと月当たりの平均利用人数 68 人	訪問型サービス ・ひと月当たりの平均利用人数 72 人	継続実施	実績	毎年
		通所型サービス ・ひと月当たりの平均利用人数 223 人	通所型サービス ・ひと月当たりの平均利用人数 241 人			
		主な介護者が不安に感じる介護について 食事の準備:27.3% 外出の付き添い・送迎等:45.7%	主な介護者が不安に感じる介護について 食事の準備:18.7% 外出の付き添い・送迎等:37.9%	減少	実態調査	R5

現 状 評 価

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を目前とし高齢化率は年々増加しており、支援を必要とする虚弱な高齢者も増加するため、生活支援ニーズの拡大が見込まれています。一方で、多くの高齢者が生活支援の担い手となって活躍できる仕組みづくりも求められており、協議体「地域支えあい連絡会」を開催し、通いの場の活動を中心としたニーズの整理・分析を行っています。また、生活支援体制整備事業普及啓発講演会を開催し、住民主体の取り組みについて情報共有・意見交換することで新たな支えあい活動の発掘・開発につないでいます。

現状やニーズ調査等から見える課題

食事の用意等の簡単な家事、外出の支援について、不安を感じる介護者は減少傾向にあるものの、ほかの項目と比較し高い値となっています。また、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス・通所型サービスに関しては、利用人数が増加傾向にあることから、隣近所でのおすそ分けや支えあいで解決できるちょっとした生活支援の仕組みづくりへのニーズが高まっていると考えられます。

また、ボランティア活動に参加する人数の割合は減少傾向にあり、元気高齢者の活躍の機会が減少していると考えられます。社会活動を継続することで、生きがいややりがいにつながり、介護予防につながります。ボランティア活動をはじめ、様々な活動の場づくりや、支え合いの仕組みづくりが必要な状況です。

施 策 の 方 向 性

- ・生活支援に関するニーズや、地域の課題を検討・共有する機会「地域支えあい連絡会(第2層)」を地域ごとに設け、各地域の支えあい活動の創出を支援します。
- ・地縁組織関係者、社会福祉協議会担当者、サービス事業者等、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組みを推進するため、「地域支えあい連絡会(第1層)」の構成・内容を再検討したうえで継続実施します。
- ・高齢者が地域のために活躍できる場、仕組みづくりに向け、関係機関や企業等と連携を図ります。

主 な 対 応 事 業 等

- ・生活支援コーディネーター配置(第1層、第2層)
- ・協議体(地域支えあい連絡会)の設置(第1層、第2層)(※)
- ・多様なサービスの計画的整備
- ・関係者への周知、普及啓発(生活支援体制整備事業普及啓発講演会の開催)
- ・生活支援サービスに係るボランティアの養成、育成
- ・高齢者が行うボランティア活動に対する支援

※

? 協議体とは ?

主に、地域の住民やボランティア、各種団体等その地域や課題に応じた構成員により、生活支援コーディネーターとともに資源の開発や調整のために話し合いを行う場として市町村が主体となり設置することとされています。滝沢市では「地域支え合い連絡会」として開催しています。

- ・第1層協議体…市町村区域で、主に資源開発を中心とした検討をする場
- ・第2層協議体…中学校区域程度で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開する場

7 介護予防の推進と生きがづくり

施策 目標	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の通いの場への支援や介護予防を担う住民ボランティアの養成、育成 ・フレイル※1（虚弱）について学ぶ機会を提供することによる介護予防の推進 ・高齢者の趣味や生涯学習、情報の提供
------------------	--

具体的 条件	高齢者にとって身近な通いの場がある
	高齢者がフレイル（虚弱）について学ぶ機会がある
	仕事や趣味等の高齢者の生きがづくりの場がある
	高齢者の生活の質を高める支援や施策の継続

	評価指標	平成 29 年度現状 (実績は 28 年度分)	令和 2 年度現状 (実績は令和元年度)	令和 5 年 度目標	評価 方法	評価 年度
1	要介護認定を受けていない方の割合	H29 年 2 月末 83.5%	令和 2 年 3 月末 84.4%		実績	毎年
2	介護予防事業の 実施状況	いきいきサロン ・実施団体数 30 か所 ・参加延人数 27,167 人	いきいきサロン ・実施団体数 30 か所 ・参加延人数 32,046 人	増加		
		-	いきいき百歳体操の運営支援（累計）7カ所			
		-	いきいき百歳体操（※2） サポーター養成講座 1回実施	継続実施		
		介護予防教室 ・実施回数 230 回 ・参加実人数 804 人	介護予防教室 ・実施回数 204 回 ・参加実人数 693 人	増加		
-	介護予防のための通いの場に月 1 回以上参加 11.5%					
3	フレイルの指標	BMI21.5 未満のやせの割合 28.4%	BMI21.5 未満のやせの割合 26.7%	減少	ニー ズ調 査	R5
		15 分位続けて歩いている 93.9%	15 分位続けて歩いている 92.8%	増加		
		半年前に比べて固いものが食べにくくなった 29.8%	半年前に比べて固いものが食べにくくなった 27.8%	減少		
		-	介護予防のための通いの場に月 1 回以上参加 11.5%	増加		

4	高齢者の生きが いづくりの場が ある	睦大学 ・教養講座参加延べ人 数 554 人 ・趣味の教室参加実人 数 916 人	睦大学 ・教養講座参加延べ人 数 656 人 ・趣味の教室参加実人 数 868 人	増加	実績	毎年
		老人クラブ活動促進事 業 会員数 1,074 人	老人クラブ活動促進事 業 会員数 1,080 人			
		福祉バス運行事業 市内 3 路線	福祉バス運行事業 市内 3 路線	継続実施		
		市民福祉センター運営 事業 指定管理により 実施	市民福祉センター運営 事業 指定管理により 実施			

現 状 評 価

いきいきサロンの実施継続のほか、いきいき百歳体操による新たな通いの場づくりにより、通いの場の箇所数は増加傾向にあります。また、リハビリテーション専門職とともにいきいき百歳体操サポーターを養成することにより、さらなる通いの場づくり、介護予防の担い手の育成を行っています。

介護予防教室では、栄養や運動、口腔機能のほか、市の健康課題である脳卒中等の内容を実施していますが、参加実人数はやや減少傾向であり、新規参加者が少ない状況であると考えられます。

介護状態の手前の状態であるフレイル（虚弱）に関連し、栄養面では、BMI（体格指数）21.5 未満のやせの割合が減少しています。運動面では、15 分位続けて歩くことができる人の割合が減っていますが、高齢化率が高くなっていることも要因の一つと考えられます。口腔機能に関しては 20 本以上の歯がある人の割合も増加しているものの、固いものが食べにくいと感じている割合が増加しています。

また、高齢者の生きがいづくりに関して、令和 2 年度は、外出の頻度が減っている人の割合が増え、趣味等のグループに参加する人の割合も減っていますが、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛の影響が考えられます。

現状やニーズ調査等から見える課題

団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年を目前に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活するために、介護予防に必要な情報の発信や、高齢者の生きがいづくりの場を提供することがますます重要になると考えられます。

特に、要介護状態の手前の状態であるフレイル（虚弱）への対策が必要です。フレイル予防の 3 本柱は、「栄養」、「運動」、「社会参加（※3）」ですが、新型コロナウイルスの感染拡大による高齢者が外出を自粛し、閉じこもり傾向になることで、フレイル状態の加速が懸念されます。感染症対策を行ったうえで、高齢者が安全に地域のサロンや趣味等の活動に参加できるよう、情報提供や環境を整える必要があります。また、フレイル状態になる前には、オーラルフレイル（お口の機能低下）があると言われていています。令和 2 年度の調査では、固いものが食べにくくなった人の割合が増加していることから、フレイル予防の 3 本柱と合わせて、口腔機能の維持についても、継続して情報提供が必要です。

※1 フレイル：本書 33 ページ参照

※2 いきいき百歳体操：本書 50 ページ参照

※3 「社会参加」：地域の活動への参加のほか、買い物や通院、散歩等も含まれます。

施策の方向性

- ・高齢者の閉じこもり予防のための通いの場の継続や新規立ち上げを引き続き支援します。
- ・リハビリテーション専門職等が関与した介護予防ボランティアの養成、育成や通いの場への支援を行います。
- ・高齢者の筋力アップのため、運動機能向上教室を開催し、継続して運動に取り組めるよう支援します。
- ・高齢者が健康で自分らしく生活できるよう、サロンにおいて介護予防教室を開催するほか、フレイル（虚弱）予防を目的とした教室を市が開催します。
- ・担当課と連携を図り、いきいきサロン等各種通いの場を活用した保健事業と介護予防の一体的実施に向けた検討を行います。
- ・高齢者の生きがいがづくりに結びつく取組として、長寿者への祝状交付のほか、睦大学の運営、高齢者が自主的に活動する老人クラブの活動を支援します。

主な対応事業等

- ・介護予防活動支援事業（いきいきサロン）
- ・介護予防教室
- ・フレイル（虚弱）予防教室
- ・地域リハビリテーション事業（いきいき百歳体操）
- ・介護予防ボランティア養成・育成（いきいき百歳体操サポーター養成講座、ステップアップ講座）
- ・地域リハビリテーションミーティング
- ・睦大学
- ・老人クラブ活動促進事業
- ・福祉バス運行事業
- ・市民福祉センター運行事業
- ・長寿祝い事業

※2

? いきいき百歳体操とは ?

高知県高知市が介護予防を目的に開発した椅子に座って実施する体操で、現在は全国で取り組みが広がっています。筋力をつけ、動きやすい体をつくる目的で手・足に自分に合った重さの重りをつけて30分間ほどのトレーニングを行います。実際に体操に取り組んだ方からは「転びにくくなった」「杖なしで歩けるようになった」等の声が聞かれています。



リハビリテーションミーティングの様子



令和元年11月9日放送NHK ハートネットTV「めざせ！いきいき長寿」
(いきいき百歳体操の様子)



コロナ感染症によるフレイル対策として手作りしたウォーキングマップ

第6章 介護保険サービス量等の見込み

第1節 被保険者数の推計

本市における人口推計は、令和3年において総人口56,046人、うち高齢者は14,237人、高齢化率（総人口に占める第1号被保険者の割合）は25.4%、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年には総人口52,072人、うち高齢者が16,417人、高齢化率は32.6%になると見込んでいます。高齢化が着実に進行していくものと見込まれます。

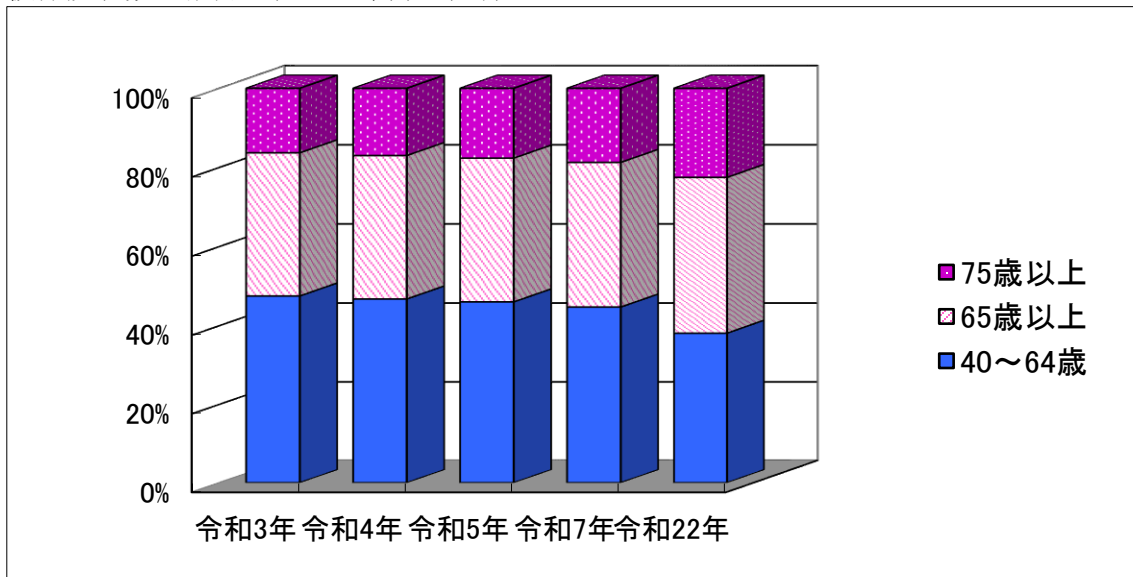
被保険者数の推計

（単位：人）

年	総人口	40～64歳 (第2号被保険者)	高齢者 65歳以上 (第1号被保険者)	第1号被保険者の内訳		総人口に 占める第1 号被保険 者の割合
				65～74歳	75歳以上	
令和3年	56,046	18,691	14,237	7,824	6,413	25.4%
令和4年	56,034	18,678	14,490	7,703	6,787	25.9%
令和5年	56,022	18,667	14,741	7,582	7,159	26.3%
令和7年	55,998	18,642	15,246	7,440	7,806	27.2%
令和22年	52,072	16,417	16,966	7,258	9,708	32.6%

資料：国から提供された地域包括ケア「見える化」システム内、「日本の地域別将来推計人口」のデータを利用

被保険者数の推計に占める年齢別割合



第2節 要介護認定者数の推計

高齢者数の増加に合わせて、介護認定者数も増加すると見込まれます。

そのため、介護給付のほかに、介護認定はされていないものの、その状態に近い高齢者の方を把握して状態悪化を予防する総合事業・介護予防事業を引き続き実施し、予防に力を入れていきます。

認定者数の推計（第1号被保険者数）

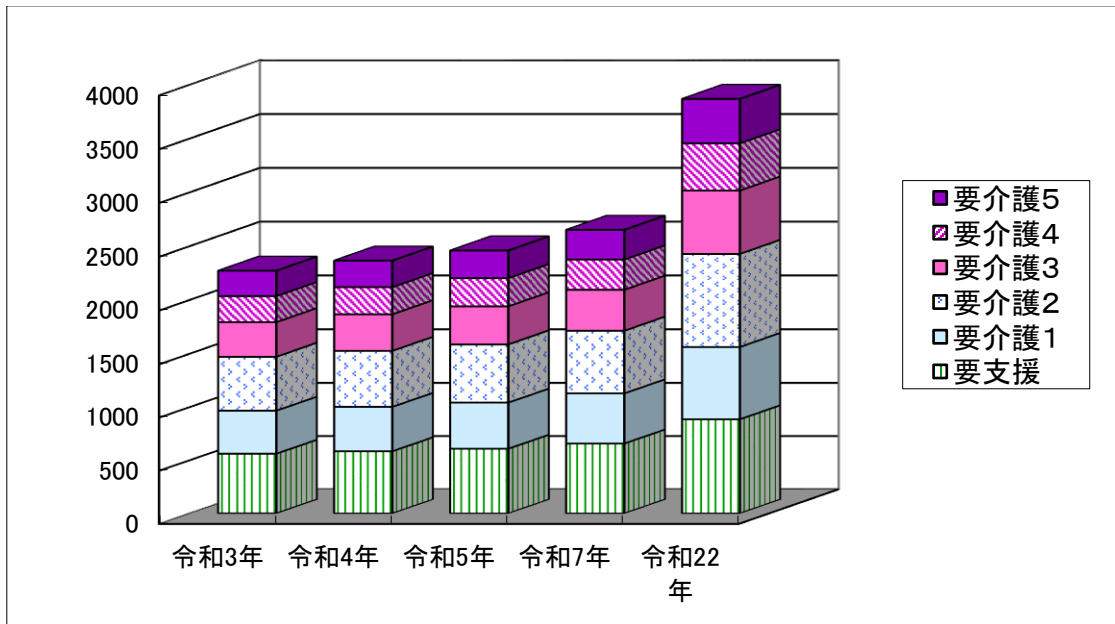
（単位：人）

介護度	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
要支援	257	270	281	659	417
要介護1	412	425	441	472	683
要介護2	516	535	555	584	876
要介護3	330	348	362	381	597
要介護4	247	257	267	281	444
要介護5	245	256	266	276	421
計	2,327	2,422	2,516	2,653	3,923
認定率 (%)	16.1%	16.5%	16.8%	17.4%	22.5%

資料：平成30年度及び令和元年度の認定者をもとに、国から提供された地域包括ケア「見える化」システムにより推計

認定率：第1号被保険者全体に占める認定者の割合

介護度別の人数



第3節 介護保険サービス利用量の推計

1 介護サービス

高齢者数、介護認定者数の増加に伴い、介護サービス利用料も比例して増加が見込まれており、その傾向は今後も続いていくと見込まれます。

(1) 介護サービス

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 居宅サービス					
訪問介護	人数		263	277	293
訪問入浴介護	人数		23	25	26
訪問看護	人数		150	160	170
訪問リハビリテーション	人数		109	117	125
居宅療養管理指導	人数		124	130	137
通所介護	人数		507	547	584
通所リハビリテーション	人数		180	187	196
短期入所生活介護	人数		119	125	131
短期入所療養介護	人数		27	29	30
福祉用具貸与	人数		578	606	629
特定福祉用具購入費	人数		9	9	9
住宅改修費	人数		12	12	12
特定施設入居者生活介護	人数		30	32	32
② 地域密着型サービス					
地域密着型通所介護	人数		100	103	110
認知症対応型通所介護	人数		2	2	2
小規模多機能型居宅介護	人数		38	41	43
認知症対応型共同生活介護	人数		65	69	71
③ 介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	人数		185	185	185
介護老人保健施設	人数		161	161	161
介護医療院	人数		63	63	63
介護療養型医療施設	人数		7	7	7
④ 居宅介護支援	人数		998	1,046	1,093

※人数は1月当たりの利用者数

(2) 介護予防サービス

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
①介護予防サービス					
	介護予防訪問介護	人数	19	20	20
	介護予防訪問リハビリテーション	人数	33	34	35
	介護予防居宅療養管理指導	人数	1	1	1
	介護予防通所リハビリテーション	人数	59	62	65
	介護予防短期入所生活介護	人数	2	2	2
	介護予防福祉用具貸与	人数	126	131	136
	特定介護予防福祉用具購入費	人数	3	3	3
	介護予防住宅改修	人数	2	2	2
	介護予防特定施設入居者生活介護	人数	1	1	1
②地域密着型介護予防サービス					
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	9	9	10
③介護予防支援		人数	202	215	228

※人数は1月当たりの利用者数

※平成29年度から介護予防訪問介護、介護予防通所介護が地域支援事業へ移行しています

2 地域支援事業

事業等の区分及び名称		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	81人/月	85人/月	89人/月	
		通所型サービス	271人/月	284人/月	298人/月	
		介護予防ケアマネジメント (介護予防支援含む)	延4,800件	延5,040件	延5,292件	
	一般介護予防事業	介護予防普及啓発事業	介護予防教室	実750人	実750人	実750人
			フレイル予防教室	4回	4回	4回
			いきいき百歳体操自主グループ	10か所	13か所	15か所
			運動機能向上教室	実20人	実40人	実40人
			地域リハビリテーションミーティング	6回	6回	6回
			介護予防ボランティア養成・育成	2回	2回	2回
		地域介護予防活動支援事業	いきいきサロン	32か所 延32,000人	32か所 延32,200人	32か所 延32,400人
睦大学 (①教養講座 ②趣味の教室)	①延916人 ②実600人		①延916人 ②実600人	①延916人 ②実600人		

事業等の区分及び名称		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
包括的支援事業	包括的支援事業	地域包括支援センター設置運営	2 か所	2 か所	2 か所	
		地域包括支援センターブランチ委託	2 か所	2 か所	2 か所	
		援 総合 事 相 業 談 支	包括支援センター相談件数	延 1,700 件	延 1,720 件	延 1,740 件
			ブランチ実態把握件数	延 840 件	延 850 件	延 860 件
		高齢者虐待防止対策の推進		実施	実施	実施
		ケ 包 ア 括 マ 的 ネ 的 ジ 継 メ 続 ン ト	地域ネットワーク会議	年 7 回	年 7 回	年 7 回
	介護支援専門員個別支援		130 件	130 件	140 件	
	介護支援専門員情報交換会		2 回	2 回	2 回	
	支 家 援 族 事 介 業 護	家族介護者教室	5 回	5 回	5 回	
		家族介護用品支給	11 人	11 人	11 人	
		成年後見制度利用支援事業 (利用人数)	3 人	4 人	4 人	
		介護サービス相談員派遣事業 (※) (①相談員数 ②派遣先)	①2 人 ②20 か所	①2 人 ②21 か所	①2 人 ②22 か所	
	任意事業					

※ 「介護相談員派遣事業」は、令和3年度より「介護サービス相談員派遣事業」に名称変更となりました。

事業等の区分及び名称			令和3年度	令和4年度	令和5年度
包括的支援事業 (社会保障充実分)	在宅医療・介護 連携推進事業	相談窓口の設置	1 か所	1 か所	1 か所
		在宅医療・介護相談件数	120 件	130 件	140 件
		医療・介護関係者研修	3 回	3 回	3 回
		普及啓発（地域懇談会）	3 回	3 回	3 回
		在宅医療・介護連携会議	1 回	1 回	1 回
	生活支援体制整備 事業	生活支援コーディネータ ー配置	第1層1人 第2層2人	第1層1人 第2層2人	第1層1人 第2層2人
		協議体開催	第1層3回 第2層2回	第1層3回 第2層2回	第1層3回 第2層4回
	認知症総合支援 事業	認知症地域支援推進員配 置	2 人	2 人	2 人
		認知症サポーター養成講 座	16 回 320 人	17 回 340 人	18 回 360 人
		認知症サポーターステッ プアップ講座	15 人	15 人	15 人
		認知症初期集中支援事業	3 ケース	4 ケース	4 ケース
		認知症カフェ開催協力	2 か所	3 か所	4 か所
		認知症ケアパスの更新 ・普及	更新・配布	配布	配布
		盛岡広域シルバーケア SOSネットワーク登録者	15 人	15 人	15 人
		認知症行方不明者模擬訓 練	1 回	1 回	1 回
		チームオレンジ活動への 参加	15 人	20 人	25 人
		当事者の社会参加支援の 機会	1	2	2
	地域ケア会議推進 事業	地域ケア個別会議	11 回	15 回	15 回
		地域課題の抽出	1 回	1 回	1 回

第7章 介護保険事業費等の見込み

第1節 介護保険事業費の見込み

介護給付費については、平成30年度から令和2年度までの利用実績をベースに、国から提供された地域包括ケア「見える化システム」を用いて推計しています。（制度の見直しによる影響額も反映されています。）

地域支援事業費については、これまでの実績から必要な費用を算定しています。

（単位：千円）

区 分		令和3年	令和4年	令和5年	合計
介護給付費	居宅サービス (介護サービス給付費)	1,632,304	1,725,081	1,839,900	5,197,285
	居宅サービス (介護予防サービス費)	63,994	66,974	69,677	200,645
	地域密着型サービス	414,403	436,392	460,081	1,310,876
	施設サービス (介護サービス給付費)	1,369,193	1,419,612	1,369,953	4,158,758
	その他給付費				
	特定入所者介護サービス	105,213	99,206	102,839	307,258
	高額介護サービス等	86,572	89,472	92,746	268,790
	審査支払手数料	3,409	3,549	3,679	10,637
	小 計	3,675,088	3,840,286	3,938,875	11,454,249
地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業費	129,546	134,083	139,347	402,976
	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	76,449	76,449	76,449	229,347
	包括的支援事業（社会保障充実分）	13,932	13,932	13,932	41,796
	小 計	219,927	224,464	229,728	674,119
合 計		3,895,015	4,064,750	4,168,603	12,128,368

※「特定入所者介護サービス」とは、介護保険施設に入所し一定の条件を満たした非課税世帯の方の食費と居住費を一定額の軽減をするものです。

※「高額介護サービス等」とは、介護保険の利用者負担額等が一定の額を超えた場合から払い戻しをするものです。

※「審査支払手数料」とは、介護事業所に支払う介護報酬の審査を受託している国民健康保険団体連合会に支払う手数料です。

第2節 第1号被保険者の保険料

1 保険料算定の基本的な考え方

介護保険料は、第8期介護保険事業計画期間の3年間（令和3年度から令和5年度）の介護保険サービス利用量の見込から事業費用を算定し、また、地域支援事業費の推計を行い、第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料を設定します。

これらのサービス利用量、事業費用及び保険料の算出にあたっては、平成30年度から令和2年度までの利用実績をベースに、国から提供された地域包括ケア「見える化システム」を用いて推計しています。

2 介護保険事業の費用負担割合

介護サービスの費用は、利用者の自己負担を除いた費用（介護給付費）を公費負担（国・県・市）で半分、40歳以上の方が納める保険料で残り半分を負担します。

介護予防・日常生活支援事業の負担割合は、介護給付費と同じになっていますが、包括的支援事業・任意事業は、公費と第1号被保険者で負担します。

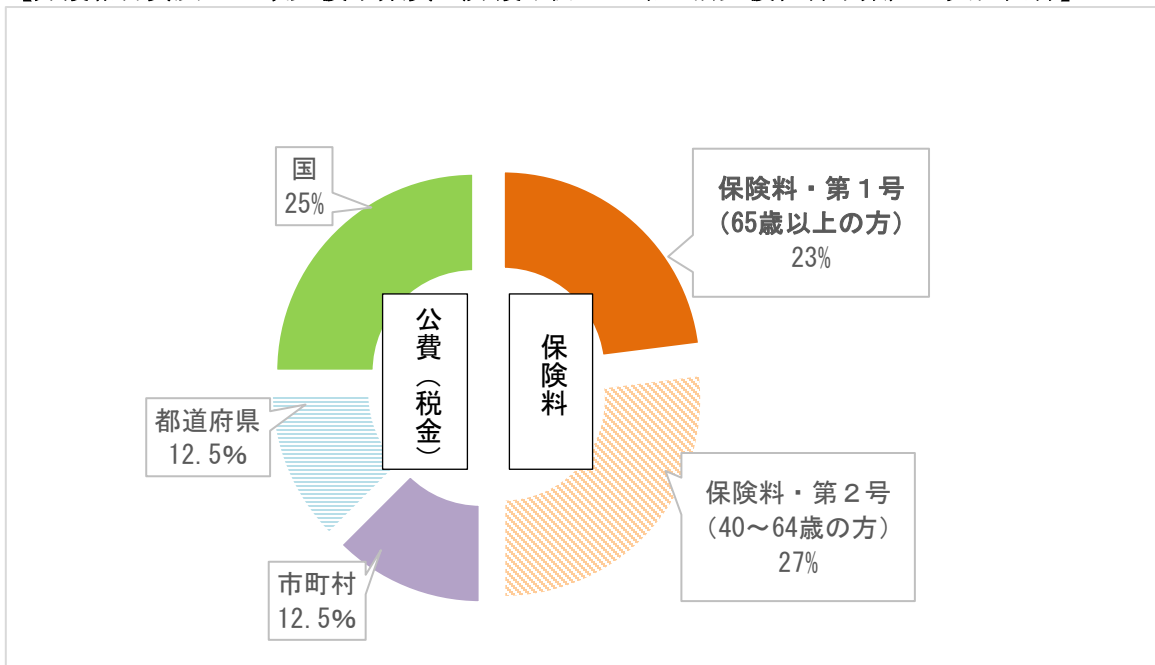
3 第1号被保険者の保険料算定

第1号被保険者保険料基準月額は、次により算定します。

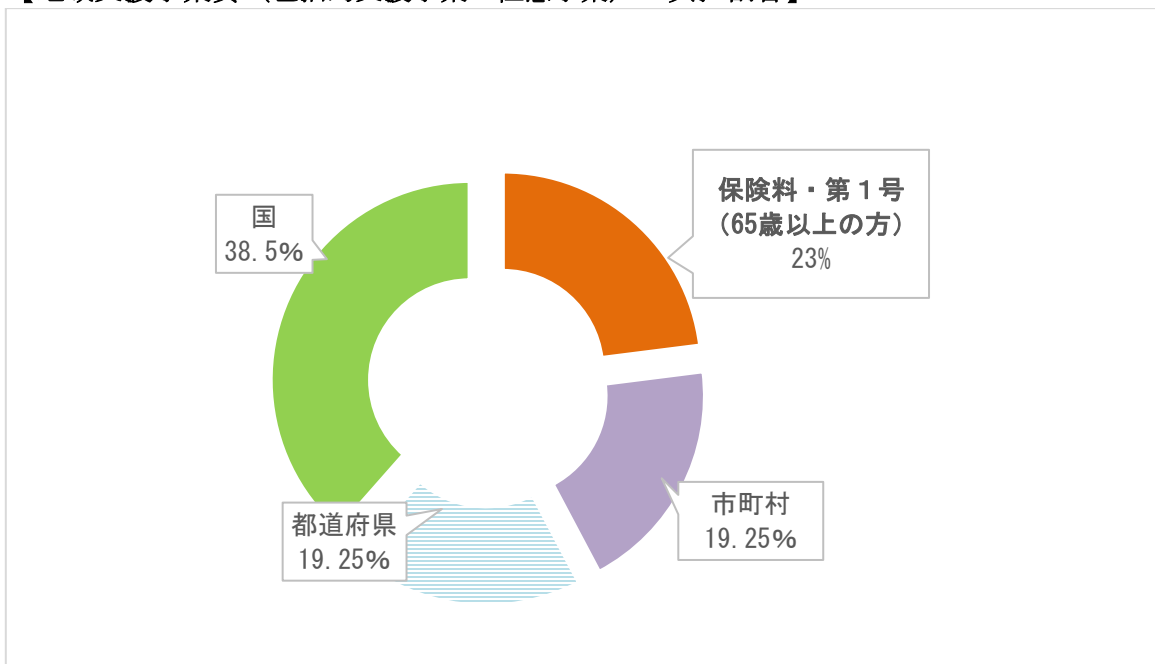
- ① 給付費見込額と地域支援事業費見込額の23%（第1号被保険者負担率）に、国の調整交付金相当額（5%）を加え、調整交付金見込額を減じ、介護給付費準備基金取崩額を減じます。
- ② ①を予定収納率で割り、保険料の賦課総額を算出します。
- ③ ②を所得段階別補正後の被保険者数で割り、さらに12ヶ月で割り、基準額月額を算出します。

算出された第1号被保険者保険料基準月額に対し、所得額や課税・非課税状況により段階別の介護保険料を定めています。

【介護給付費及び地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業）の負担割合】



【地域支援事業費（包括的支援事業・任意事業）の負担割合】



4 保険料段階設定

第7期から段階は変更ありませんが、段階を区分する基準所得金額が以下のとおり変更となります。

第7期（平成30～令和2年度）			第8期（令和3～5年度）		
第1段階	市民税非課税の世帯 （本人が老齢福祉年金受給・生活保護世帯、年金収入等80万円以下）	基準 × 0.5	第1段階	市民税非課税の世帯 （本人が老齢福祉年金受給・生活保護世帯、年金収入等80万円以下）	基準 × 0.5
第2段階	市民税非課税の世帯 （本人が年金収入等80万円超120万円以下）	基準 × 0.75	第2段階	市民税非課税の世帯 （本人が年金収入等80万円超120万円以下）	基準 × 0.75
第3段階	市民税非課税の世帯 （本人が年金収入等120万円超）	基準 × 0.75	第3段階	市民税非課税の世帯 （本人が年金収入等120万円超）	基準 × 0.75
第4段階	市民税課税世帯 （本人が市民税非課税で年金収入等80万円以下）	基準 × 0.9	第4段階	市民税課税世帯 （本人が市民税非課税で年金収入等80万円以下）	基準 × 0.9
第5段階	市民税課税世帯 （本人が市民税非課税で年金収入等80万円超）	基準	第5段階	市民税課税世帯 （本人が市民税非課税で年金収入等80万円超）	基準
第6段階	市民税課税世帯 （本人が市民税課税で合計所得金額120万円未満）	基準 × 1.2	第6段階	市民税課税世帯 （本人が市民税課税で合計所得金額120万円未満）	基準 × 1.2
第7段階	市民税課税世帯 （本人が市民税課税で合計所得金額120万円以上200万円未満）	基準 × 1.3	第7段階	市民税課税世帯 （本人が市民税課税で合計所得金額120万円以上 <u>210万円未満</u> ）	基準 × 1.3
第8段階	市民税課税世帯 （本人が市民税課税で合計所得金額200万円以上300万円未満）	基準 × 1.5	第8段階	市民税課税世帯 （本人が市民税課税で合計所得金額 <u>210万円以上320万円未満</u> ）	基準 × 1.5
第9段階	市民税課税世帯 （本人が市民税課税で合計所得金額300万円以上）	基準 × 1.7	第9段階	市民税課税世帯 （本人が市民税課税で合計所得金額 <u>320万円以上</u> ）	基準 × 1.7

5 第1号被保険者の保険料

(1) 介護保険料のこれまでの基準月額推移

区分	滝沢市	岩手県平均	全国平均
第1期（平成12～14年度）	月 2,835 円	月 2,868 円	月 2,911 円
第2期（平成15～17年度）	月 2,835 円	月 3,018 円	月 3,293 円
第3期（平成18～20年度）	月 4,125 円	月 3,686 円	月 4,090 円
第4期（平成21～23年度）	月 4,300 円	月 3,990 円	月 4,160 円
第5期（平成24～26年度）	月 4,760 円	月 4,851 円	月 4,972 円
第6期（平成27～29年度）	月 5,765 円	月 5,575 円	月 5,514 円
第7期（平成30～令和2年度）	月 6,030 円	月 5,955 円	月 5,869 円

(2) 所得段階別の1人当たりの介護保険料の額

所得段階	第7期年額	第8期年額
第1段階	36,180 円	36,180 円
第2段階	54,270 円	54,270 円
第3段階	54,270 円	54,270 円
第4段階	65,124 円	65,124 円
第5段階 (基準)	72,360 円 (月額 6,030 円)	72,360 円 (月額 6,030 円)
第6段階	86,832 円	86,832 円
第7段階	94,068 円	94,068 円
第8段階	108,540 円	108,540 円
第9段階	123,012 円	123,012 円

※3年間の保険料は同額となります。

第3節 適正な介護サービスの確保のための取り組み

1 介護給付適正化

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、介護保険のサービスを適切に利用できる環境づくりが重要です。介護給付を必要とする高齢者を適正に認定し、介護サービス提供事業者が利用者の必要とするサービスを過不足なく適切に提供できるよう、また、費用の効率化により介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するよう、介護給付適正化に取り組みます。

(1) 要介護認定の適正化

要介護認定調査の平準化を図るため、居宅介護支援事業所等に委託した認定調査のほか、市が直営で行う場合も含むすべての調査票の点検を実施します。

内 容	第7期実績（見込）			第8期目標		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
認定調査票の点検	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(2) ケアプランの点検

県が主催するセミナー等へ積極的に参加し資質の向上を図り技能を高めます。また、事業所実地指導や特例給付検討時等にケアプラン点検を実施します。

内 容	第7期実績（見込）			第8期目標		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
県主催のセミナー等へ参加	参加	参加	参加	参加	参加	参加
ケアプラン点検	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(3) 住宅改修等の点検

住宅改修や福祉用具購入について、介護支援専門員等の協力を得ながら、適切な改修や購入がされているか点検を行います。

内 容	第7期実績（見込）			第8期目標		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
住宅改修の点検実施	100%	100%	100%	100%	100%	100%
福祉用具購入の点検実施	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検は、介護給付費の月次審査で確認できない複数月にわたり算定しているサービス内容等の点検を行うもので、医療情報との突合は、医療保険の受給者情報等と介護保険の受給者台帳情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性等の点検を行うものです。岩手県国保連へ委託して実施します。

内 容	第7期実績（見込）			第8期目標		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
縦覧点検の実施(国保連へ委託)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
医療情報との突合実施のための環境整備（R1からは国保連へ委託）	県や市の担当課と連携し、実施に向けた環境整備を検討した。	100%	100%	100%	100%	100%

(5) 介護給付費通知

利用者が自己負担額と給付費の確認を行うことによりサービスの内容を理解し、高齢者の自立支援に役立つサービスが適正に提供されることを目的として、介護保険サービス等の実績を通知します。

内 容	第7期実績（見込）			第8期目標		
	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
利用者に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

2 人材の確保と業務の効率化

介護や支援を必要とする高齢者が今後も増加する見込みであり、適正なサービスを継続して提供することが必要です。

介護人材の確保と業務の効率化に総合的に取り組むため、「介護人材資質向上支援事業」「介護ロボット等導入支援事業」等の国・県の事業を周知します。

また、多職種を交えた事例検討を通して専門職員の人材育成を図るとともに、市に指定権限のある事業者について適切な指導を行い、サービスの質の向上に向けた取り組みを推進します。

資料編

◀ 資料編の目次 ▶

- 1 滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定経過・・・67
- 2 滝沢市高齢者保健福祉協議会設置条例・・・・・・・・・・68
- 3 滝沢市高齢者保健福祉協議会設置条例施行規則・・・・・・・・70
- 4 滝沢市高齢者保健福祉協議会委員名簿・・・・・・・・・・73
- 5 滝沢市いきいきライフを語る会設置要綱・・・・・・・・・・74
- 6 滝沢市いきいきライフを語る会委員名簿・・・・・・・・・・76
- 7 滝沢市高齢者保健福祉部会設置要領・・・・・・・・・・77
- 8 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・・・・・・・・・・80
- 9 在宅介護実態調査・・・・・・・・・・86

1 滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定経過

年 月 日	内 容
令和 2年 4月 7日	庁議にて計画策定について審議
令和 2年 6月 5日 ～ 6月30日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の実施
令和 2年 7月30日	第1回滝沢市いきいきライフを語る会
令和 2年 8月 5日	第1回滝沢市高齢者保健福祉協議会
令和 2年10月 9日	計画策定にかかる県ヒアリング
令和 2年11月11日	第2回滝沢市高齢者保健福祉協議会
令和 2年11月26日	第2回滝沢市いきいきライフを語る会（書面開催）
令和 2年12月21日 ～12月24日	市内3か所で地域懇談会を開催
令和 3年 1月15日	滝沢市高齢者保健福祉部会
令和 3年 1月20日	第3回滝沢市高齢者保健福祉協議会
令和 3年 1月26日	庁議にて計画案について審議
令和 3年 1月26日	第3回滝沢市いきいきライフを語る会
令和 3年 1月27日 ～ 2月17日	計画案についての意見募集
令和 3年 1月26日	庁議にて計画案について審議
令和 3年 2月 1日	滝沢市議会全員協議会にて計画案について説明
令和 3年 2月 9日	庁議にて計画策定に伴う関係条例の改正について審議
令和 3年 3月19日	滝沢市議会定例会3月会議にて計画策定に伴う関係条例の改正について審議

2 滝沢市高齢者保健福祉協議会設置条例

(設置)

第1条 市の高齢者の保健福祉に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として滝沢市高齢者保健福祉協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) 滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進行管理並びに評価に関すること。
- (3) その他市長が高齢者の保健福祉に関する事業の運営上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 介護保険サービス提供事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係福祉団体の代表者

3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、協議会の会議の運営、議事等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

3 滝沢市高齢者保健福祉協議会設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滝沢市高齢者保健福祉協議会設置条例（平成17年滝沢村条例第12号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、滝沢市高齢者保健福祉協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 条例第2条第3号の市長が高齢者の保健福祉に関する事業の運営上必要と認める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第2項の規定に基づき設置する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営に関する次に掲げる事項

ア センターの設置等に関すること。

イ センターの運営の評価に関すること。

ウ 地域における包括的な支援体制の形成に関すること。

エ その他センターの公正、中立性の確保、円滑及び適正な運営の確保に必要な事項に関すること。

(2) 介護保険法第8条第14項の地域密着型サービスの運営に関する次に掲げる事項

ア 地域密着型サービス事業所の新規指定（市の区域の外にある事業所で、所在地の市町村長の同意を得ている場合の指定を除く。）に関すること。

イ 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関し、市独自の基準を定めること。

ウ 地域密着型サービスの質の確保を図るための評価に関すること。

エ その他地域密着型サービスの適正な運営の確保に必要な事項に関すること。

(事務局)

第3条 協議会の事務局は、介護保険事業計画主管課において処理するものとする。

(委員)

第4条 条例第3条第1項の委員は、次に掲げる者を当該人員の範囲内で委嘱するものとする。

(1) 住民 3人

(2) 介護保険サービス提供事業者 3人

(3) 学識経験者 5人

(4) 関係福祉団体の代表者 3人

2 前項第1号の委員となることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 40歳以上の者で、引き続き1年以上市内に住所を有しているもの

(2) 公務員でない者

(除斥)

第5条 委員は、原則として第2条第2号に規定する事項のうち次に掲げる案件については、議決に加わることができないものとする。

(1) 委員が属する法人に係る案件

(2) 委員の親族（親族であった者を含む。）に係る案件

(3) その他委員に直接利害関係が存する案件

(付議事項等の通知)

第6条 条例第5条第1項の規定により会長が協議会を招集しようとする場合は、会議の開催日等、場所及び付議すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(関係職員の説明等)

第7条 協議会は、関係職員に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、協議会の会議の運営、議事等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

4 滝沢市高齢者保健福祉協議会委員名簿

構 成 員			氏 名
(1) 市 民	3 人	住 民	大 堀 朋 子
		住 民	久 保 田 源 治
		住 民	野々田 昭 子
(2) 介護保険サービス提供事業者	3 人	松実会指定居宅介護支援事業所	葺 澤 さとみ
		池田記念会カルモナケアプラン作成室	小 林 慎 治
		麗沢会特別養護老人ホームれいたく苑	上 田 綾 子
(3) 学識経験者	5 人	岩手西北医師会	紺 野 敏 昭
		岩手県立大学	狩 野 徹
		岩手八幡平歯科医師会	平 野 隆
		岩手県理学療法士会	佐 藤 浩 哉
		岩手県栄養士会	山 口 芳 光
(4) 関係福祉団体の代表者	3 人	滝沢市社会福祉協議会	佐 藤 光 保
		滝沢市民生児童委員協議会	太 野 忍
		滝沢市老人クラブ連合会	黒 澤 明 夫

任期：令和4年11月30日まで

5 滝沢市いきいきライフを語る会設置要綱

(設置)

第1条 滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定並びに推進にあたり、広く意見を求めるため、滝沢市いきいきライフを語る会（以下「語る会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 語る会は、次に掲げる事項について意見提案等を行う。

- (1) 滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関する事。
- (2) 滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進に関する事。
- (3) その他市長が高齢者の保健福祉に関する事業の運営上必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 語る会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護経験者
- (2) ボランティア等として高齢者保健福祉活動に携わった経験のある者
- (3) 高齢者保健福祉関係団体からの推薦のあった者

2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 語る会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、語る会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 語る会は、市長が招集する。

(庶務)

第6条 語る会の庶務は、健康福祉部地域包括支援センターにおいて処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、語る会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

6 いきいきライフを語る会名簿

氏名	備考
伊藤 順子	介護経験者
熊谷 トシ子	介護経験者
櫻野 正之	介護経験者
新田 由紀子	介護経験者
大平 弘生	高齢者保健福祉活動経験者
主濱 千暁	高齢者保健福祉活動経験者
高橋 江美子	高齢者保健福祉活動経験者
長村 康男	高齢者保健福祉活動経験者
三浦 万里衣	高齢者保健福祉活動経験者
小坂 真利子	高齢者保健福祉関係団体からの推薦
菫澤 さとみ	高齢者保健福祉関係団体からの推薦
古川 寿恵	高齢者保健福祉関係団体からの推薦

任期：令和2年7月30日～令和5年7月29日まで

7 滝沢市高齢者保健福祉部会設置要領

(設置)

第1条 滝沢市長部局行政組織規則（平成26年滝沢市規則第11号）第29条の規定に基づき、滝沢市高齢者保健福祉部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険の推進に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は、健康福祉部長をもって充てる。

3 部会員は、次に掲げる課の長をもって充てる。

- (1) 防災防犯課
- (2) 地域福祉課
- (3) 生活福祉課
- (4) 高齢者支援課
- (5) 地域包括支援センター
- (6) 健康推進課
- (7) 保険年金課
- (8) 企画政策課
- (9) 財務課
- (10) 教育委員会事務局生涯学習スポーツ課

(会議)

第4条 部会長は、必要に応じて部会を招集し、その議長になる。

2 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会長が部会員のうちからあらかじめ指定した者が、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 部会長は、必要と認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、高齢者支援課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

8 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査の目的

要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定する。
(要介護認定を受けていない65歳以上の方、要支援認定を受けている方)

回答状況について

調査の実施時期	令和2年6月
調査票発送総数	1,000人
回答数	715人
回収率	71.5%

性別	男	346人	48.4%
	女	369人	51.6%
		715人	

区分	認定なし	701人	98.0%
	要支援1	2人	0.3%
	要支援2	11人	1.6%
	事業対象者	1人	0.1%
		715人	

年齢	65～69歳	225人	31.5%
	70～74歳	224人	31.3%
	75～79歳	140人	19.6%
	80～84歳	79人	11.0%
	85～89歳	34人	4.8%
	90～94歳	9人	1.2%
	95～99歳	4人	0.6%
	100歳～		0.0%
		715人	

各質問項目に対する「未回答」は割合に含まれていません。

問1 あなたのご家族や生活状況について

(1) 家族構成をお教えてください

1. 1人暮らし	12.6
2. 夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)	38.2
3. 夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)	6.2
4. 息子・娘との2世帯	25.0
5. その他	18.0

(2) あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

1. 介護・介助は必要ない	88.0
2. 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない	7.1
3. 現在、何らかの介護を受けている	3.4

(3) 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか

1. 大変苦しい	6.7
2. やや苦しい	26.6
3. ふつう	59.6
4. ややゆとりがある	5.3
5. 大変ゆとりがある	0.3

問2 からだを動かすことについて

(1) 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか

1. できるし、している	68.1
2. できるけどしていない	19.4
3. できない	10.8

(2) 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	
1. できるし、している	82.8
2. できるけどしていない	9.4
3. できない	6.6
(3) 15分位続けて歩いていますか	
1. できるし、している	74.3
2. できるけどしていない	18.5
3. できない	6.4
(4) 過去1年間に転んだ経験がありますか	
1. 何度もある	9.0
2. 1度ある	21.1
3. ない	68.5
(5) 転倒に対する不安は大きいですか	
1. とても不安である	11.2
2. やや不安である	29.9
3. あまり不安でない	33.1
4. 不安でない	23.5
(6) 週に1回以上は外出していますか	
1. ほとんど外出していない	5.0
2. 週1回	15.2
3. 週2～4回	42.8
4. 週5回以上	35.0
(7) 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	
1. とても減っている	5.0
2. 減っている	28.7
3. あまり減っていない	27.1
4. 減っていない	37.5

問3 食べることについて

(1) 身長・体重 (省略)	
(2) 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	
1. はい	27.8
2. いいえ	69.4
(3) 歯の数と入れ歯の利用状況を教えてください (成人の歯の本数は、親知らずを含めて32本)	
1. 自分の歯は20本以上、かつ入れ歯を利用	15.0
2. 自分の歯は20本以上、入れ歯の利用なし	29.5
3. 自分の歯は19本以下、かつ入れ歯を利用	43.6
4. 自分の歯は19本以下、入れ歯の利用なし	9.1
(4) どなたかと食事をとる機会がありますか	
1. 毎日ある	58.6
2. 週に何度かある	7.6
3. 月に何度かある	11.7
4. 年に何度かある	11.3
5. ほとんどない	10.2

問4 毎日の生活について

(1) 物忘れが多いと感じますか

1. はい	48.0
2. いいえ	50.8

(2) バスや電車を使って1人で外出していますか（自家用車でも可）

1. できるし、している	81.1
2. できるけどしていない	12.9
3. できない	5.3

(3) 自分で食品・日用品の買物をしていますか

1. できるし、している	87.3
2. できるけどしていない	9.4
3. できない	2.7

(4) 自分で食事の用意をしていますか

1. できるし、している	72.9
2. できるけどしていない	21.4
3. できない	5.0

(5) 自分で請求書の支払いをしていますか

1. できるし、している	83.1
2. できるけどしていない	13.0
3. できない	3.1

(6) 自分で預貯金の出し入れをしていますか

1. できるし、している	83.6
2. できるけどしていない	12.6
3. できない	3.4

問5 地域での活動について

(1) 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか

① ボランティアのグループ

1. 週4回以上	1.3
2. 週2～3回	0.8
3. 週1回	1.4
4. 月1～3回	3.5
5. 年に数回	5.7
6. 参加していない	68.4

② スポーツ関係のグループやクラブ

1. 週4回以上	3.2
2. 週2～3回	3.8
3. 週1回	3.1
4. 月1～3回	2.4
5. 年に数回	2.0
6. 参加していない	67.7

③ 趣味関係のグループ

1. 週4回以上	1.1
2. 週2～3回	2.1
3. 週1回	3.4
4. 月1～3回	7.1
5. 年に数回	4.3
6. 参加していない	64.6

④学習・教養サークル

1. 週4回以上	0.4
2. 週2～3回	0.6
3. 週1回	0.7
4. 月1～3回	2.4
5. 年に数回	2.4
6. 参加していない	72.0

新) 老人クラブ

1. 週4回以上	0.4
2. 週2～3回	0.1
3. 週1回	0.4
4. 月1～3回	3.1
5. 年に数回	2.2
6. 参加していない	75.4

新) 町内会・自治会

1. 週4回以上	0.7
2. 週2～3回	0.8
3. 週1回	0.8
4. 月1～3回	4.2
5. 年に数回	25.3
6. 参加していない	50.9

新) 収入ある仕事

1. 週4回以上	14.4
2. 週2～3回	4.9
3. 週1回	1.0
4. 月1～3回	2.8
5. 年に数回	2.4
6. 参加していない	57.9

新) 介護予防の為の通いの場

1. 週4回以上	0.7
2. 週2～3回	2.2
3. 週1回	2.4
4. 月1～3回	6.2
5. 年に数回	2.4
6. 参加していない	70.2

(2) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか

1. ぜひ参加したい	5.6
2. 参加してもよい	46.0
3. 参加したくない	39.3

(3) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか

1. ぜひ参加したい	2.8
2. 参加してもよい	27.7
3. 参加したくない	62.4

問6 たすけあいについて（あなたとまわりの人の「たすけあい」）

（1）あなたの心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人（いくつでも）

1. 配偶者	56.8
2. 同居のこども	24.1
3. 別居のこども	34.8
4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫	36.2
5. 近隣	14.7
6. 友人	39.8
7. その他	2.4
8. そのような人はいない	4.3

（2）反対に、あなたが心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人（いくつでも）

1. 配偶者	56.7
2. 同居のこども	22.0
3. 別居のこども	34.2
4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫	40.7
5. 近隣	17.7
6. 友人	40.4
7. その他	1.6
8. そのような人はいない	6.8

（3）あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人（いくつでも）

1. 配偶者	64.8
2. 同居のこども	31.3
3. 別居のこども	34.2
4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫	18.8
5. 近隣	2.1
6. 友人	4.5
7. その他	2.3
8. そのような人はいない	6.7

（4）反対に、看病や世話をしてあげる人（いくつでも）

1. 配偶者	66.4
2. 同居のこども	27.2
3. 別居のこども	28.2
4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫	30.3
5. 近隣	4.4
6. 友人	6.8
7. その他	1.3
8. そのような人はいない	11.9

問7 健康について

(1) 現在のあなたの健康状態はいかがですか

1. とてもよい	13.3
2. まあよい	63.5
3. あまりよくない	18.6
4. よくない	2.4

(2) あなたは、現在どの程度幸せですか（「とても幸せ」を10点）

0. 0点（とても不幸）	0.3
1. 1点	0.4
2. 2点	0.7
3. 3点	1.7
4. 4点	3.1
5. 5点	21.3
6. 6点	7.7
7. 7点	15.2
8. 8点	21.8
9. 9点	9.0
10. 10点（とても幸せ）	15.2

(3) この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか

1. はい	37.6
2. いいえ	59.7

(4) この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか

1. はい	27.1
2. いいえ	70.5

(5) タバコは吸っていますか

1. ほぼ毎日吸っている	11.6
2. 時々吸っている	1.7
3. 吸っていたがやめた	31.6
4. もともと吸っていない	53.8

(6) 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか（いくつでも）

1. ない	15.7
2. 高血圧	46.0
3. 脳卒中（脳出血、脳梗塞等）	3.0
4. 心臓病	8.5
5. 糖尿病	14.4
6. 高脂血症（脂質異常）	12.0
7. 呼吸器の病気（肺炎、気管支炎等）	6.4
8. 胃腸・肝臓・胆のうの病気	8.6
9. 腎臓・前立腺の病気	7.6
10. 筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）	15.7
11. 外傷（転倒、骨折等）	2.9
12. がん	4.2
13. 血液・免疫の病気	1.7
14. うつ病	1.7
15. 認知症（アルツハイマー病等）	0.5
16. パーキンソン病	0.3
17. 目の病気	19.4
18. 耳の病気	6.2
19. その他	11.2

(新規) 認知症の症状がある又は、家族に認知症の症状がある人がいますか

1. はい	9.5
2. いいえ	83.8

(新規) 認知症に関する相談窓口を知っていますか

1. はい	28.3
2. いいえ	65.3

在宅介護実態調査 集計結果

調査の目的

第8期介護保険事業計画の策定において、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスのあり方を検討する。

(在宅で生活をしている要介護・要支援認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた方)

回答状況について

調査の実施時期	令和2年6月
調査票発送総数	1,000人
回答数	590人
回収率	59.0%

各質問項目に対する「未回答」は割合に含まれていません。

調査結果について

各質問項目に対する「未回答」は割合に含まれていません。

A (基本調査項目)

問1 家族構成をお教えてください

- | | |
|-----------|-------|
| 1. 単身世帯 | 24.4% |
| 2. 夫婦のみ世帯 | 28.6% |
| 3. その他 | 44.6% |

問2 ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか（同居していない子どもや親族等からの介護を含む）

- | | |
|----------------------------|-------|
| 1. ない | 36.8% |
| 2. 家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない | 10.0% |
| 3. 週に1～2日ある | 13.2% |
| 4. 週に3～4日ある | 5.1% |
| 5. ほぼ毎日ある | 31.5% |

(1の回答は問5を回答し終了。2～5は問3～5を回答しBへ)

問3 主な介護者の方の年齢について、ご回答ください

- | | |
|----------|-------|
| 1. 20歳未満 | 0.5% |
| 2. 20代 | 0.3% |
| 3. 30代 | 0.5% |
| 4. 40代 | 5.4% |
| 5. 50代 | 18.2% |
| 6. 60代 | 29.0% |
| 7. 70代 | 23.9% |
| 8. 80歳以上 | 18.0% |
| 9. わからない | 0.5% |

問4 ご家族やご親族の中で、ご本人（認定調査対象者）の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか（現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません。自営業や農林水産業の仕事を辞めた方を含みます）（複数選択可）

- | | |
|-------------------------------|-------|
| 1. 主な介護者が仕事を辞めた（転職除く） | 7.3% |
| 2. 主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く） | 0.8% |
| 3. 主な介護者が転職した | 1.4% |
| 4. 主な介護者以外の家族・親族が転職した | 0.5% |
| 5. 介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない | 71.6% |
| 6. わからない | 2.7% |

問5 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について（「施設等」とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設（有料老人ホーム等）、グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型特別養護老人ホームを指します）

- | | |
|----------------------|-------|
| 1. 入所・入居は検討していない | 58.5% |
| 2. 入所・入居を検討している | 19.8% |
| 3. すでに入所・入居申し込みをしている | 13.6% |

B（主な介護者もしくは本人が回答）

問1 主な介護者の方の現在の勤務形態について（「パートタイム」とは、1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比べて短い方が該当します。いわゆるアルバイト、嘱託、契約社員等の方を含みます。自営業、フリーランス等の場合も、就労時間・日数等から「フルタイム」「パートタイム」のいずれかを選択してください）

- | | |
|----------------------|-------|
| 1. フルタイムで働いている | 27.7% |
| 2. パートタイムで働いている | 12.1% |
| 3. 働いていない | 48.1% |
| 4. 主な介護者に確認しないとわからない | 1.1% |

（1・2の回答はB問2～4を回答。3・4の回答は問4を回答）

問2 B問1で「1」「2」と回答した方にお伺いします。主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしていますか（複数選択可）

- | | |
|--|-------|
| 1. 特に行っていない | 39.7% |
| 2. 介護のために「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら働いている | 16.9% |
| 3. 介護のために「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら働いている | 13.8% |
| 4. 介護のために「在宅勤務」を利用しながら働いている | 3.2% |
| 5. 介護のために2～4以外の調整をしながら働いている | 6.9% |
| 6. 主な介護者に確認しないとわからない | 0.0% |

問3 B問1で「1」「2」と回答した方にお伺いします。主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか（複数選択可）

- | | |
|----------------------|-------|
| 1. 問題なく続けていける | 21.3% |
| 2. 問題はあるが何とか続けていける | 42.0% |
| 3. 続けていくのはやや難しい | 9.0% |
| 4. 続けていくのはかなり難しい | 2.0% |
| 5. 主な介護者に確認しないとわからない | 0.5% |

問4 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について（現状で行っているか否かは問いません）（3つまで選択可）

〔身体介護〕

1. 日中の排泄	11.9%
2. 夜間の排泄	17.3%
3. 食事の介助（食べる時）	7.6%
4. 入浴・洗身	28.7%
5. 身だしなみ（洗顔・歯磨き等）	5.4%
6. 衣服の着脱	7.0%
7. 屋内の移乗・移動	8.7%
8. 外出の付き添い・送迎等	37.9%
9. 服薬	11.9%
10. 認知症状への対応	24.9%
11. 医療面での対応（経管栄養、ストーマ等）	6.8%

〔生活援助〕

12. 食事の準備（調理等）	18.7%
13. その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）	17.9%
14. 金銭管理や生活面に必要な諸手続き	13.0%

〔その他〕

15. その他	3.5%
16. 不安に感じていることは特にない	3.3%
17. 主な介護者に確認しないとわからない	0.0%